

6月20日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前8時59分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。
まず、11番、竹下日出志議員の発言を許します。

○11番（竹下日出志君） 登壇

皆様、おはようございます。公明党の竹下日出志でございます。

安定は希望です。政治の安定を目指してネットワークの力で、政策実現に全力の公明党です。来月7月4日には参議院選挙が予定されております。今回の参議院選は今後の日本の行方を占う大事な選挙です。

公明党と自民党による連立政権の信任をかけて全力で戦ってまいります。公明党はこのたび参院選に向けた重点政策の骨子を発表しました。

その柱の第1は、大震災からのスピーディーな復興と福島の再生、防災減災対策の推進です。被災地の復興に向けた課題はいまだに山積しており、残念ながら被災地の要請に十分に応え切れていないのが実情です。公明党は早期に復興の道筋をつけるとともに、原発事故の真の収束を進めてまいります。また、将来予想される災害に備えた防災減災を着実に進め、国民の皆様にご安心していただける政治を進めてまいります。

第2の柱は、生活の中で実感できる経済の回復です。昨年末の自公連立政権発足以来、進めてきている財政出動と金融緩和の効果を機動力として、これからの成長戦略を具体化して、民間の投資、消費を促し、実体経済の回復を図ってまいります。大事なことは経済成長が生活者の具体的な生活につながる実感として、景気回復を感じていただくことです。私ども公明党は経済成長を推し進めつつ、その果実を地方経済や中小企業、ひいては国民一人ひとりの所得向上につなげられるよう努めてまいります。

第3の柱は、社会保障の充実と教育の改革です。昨年、社会保障と税の一体改革関連法が成立し、年金受給資格を25年から10年へ短縮するなど、当面の年金改革と子ども子育て支援は大きな成果を得ることができました。公明党は包容力のある共助社会を目指し、引き続き年金、医療、介護、子育て支援等の充実にリーダーシップを発揮して取り組んでまいります。

昨年の衆議院選の結果、衆議院では自民党と公明党で過半数を有しているものの、参議院では、現与党で過半数を有していません。そのため衆参で議決の違うねじれ現象が生じるなど不安定な状態が続いております。今、重要なのは政治を安定させ、国民の皆様にご暮らしの安心と将来への希望をもたらす政策を着実に実行することです。そのためには、参議院における現在の不安定な状況を解消しなければなりません。私たちが訴える政治の安定には2つの役割があると考えます。

1つは、政治の意思決定を迅速かつ確実に進めることができるということです。我が国における喫緊の課題は、経済の再生と東日本大震災からの復興の加速です。これらの課題解決に向けては安定し

た政権による政治の意思決定力が不可欠です。

もう一つ大事な役割は、国民の目線に立った公明党が国民が望む政策を推進していくことです。政治の役目は皆様の生活の現場、仕事の実態をつぶさに捉え、国民の望む政策を実現することです。そうじゃなければ理念先行になり、力で押し切ろうとする政治に陥りかねません。それでは国民の意思に真に反映しているとはいえません。

公明党は全国に約3,000人を要する地方議員と国会議員がネットワークを組み、迅速な意思疎通によって現場の声を確実に政策に反映しています。地に足の着いた公明党が連立与党の中でしっかりと足場を固め、国民が本当に望む政策を推進してまいります。

今回の参議院選は、今後の日本の進路を担う政党や政治家を選ぶ重要な選挙です。そこで問われるべき争点は現在の連立政権の取り組みの是非であり、経済再生、震災復興が本当に進むかどうかです。公明党は全国に張りめぐらされたネットワーク力を最大限に生かしながら大衆とともにという立党精神を胸に抱き、国民の皆様が真に望む政策の実現を目指してまいります。

私は先に通告しました5項目について質問します。

はじめに、防災と男女共同参画について質問します。

平成23年3月11日、東日本大震災から2年が経過しました。公明党は東日本大震災発生後、党内に女性防災会議を立ち上げ、国、地方全ての女性議員が女性の視点から既存の災害対策を見直してまいりました。2011年10月、被災3県を除く全国の女性議員658自治体において防災行政総点検を実施し、この結果をもとに緊急提言をまとめ、昨年6月、地方防災会議に女性議員の参画を促し、災害対策基本法改正を実現しました。

防災対策に女性の視点を取り入れることにより地域における生活者の多様な視点を反映した現実的かつ具体的な対策が実現し、地域の防災力アップが期待できます。

また、災害時の担い手として、女性が積極的に登用されることにより、精査等に配慮したきめ細やかな被災者支援も期待できます。そして、東日本大震災の被災地の復興には女性と多様な主体の力は不可欠です。

そこで要旨1点目。女性の代表者も参画する地域防災計画見直し検討委員会を発足させ、女性や乳幼児、高齢者や障がい者など、男女共同参画の視点を生かした防災計画の策定はどのようになっているか伺います。

次に、要旨2点目。避難所運営で女性の参画を推進し、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の防災リーダーを育成する考えはないか伺います。

次に、要旨3点目。妊産婦を災害時要援護者に追加する考えはないか伺います。

次に、子育てを支援するための基盤整備の推進について質問します。

日本は、世界に例を見ないスピードで少子高齢化が進展し、働き手の減少が懸念されています。働く人が減れば将来の社会保障に影響します。そのため、子育て世代が安心して働ける環境整備が欠かせません。特に保育サービスの充実が緊急の課題であり、中でも保育所の受け入れを待つ待機児童の解消を急がなければなりません。厚生労働省によると、全国の待機児童数は2万4,825人、平成24年4月現在——で2年連続で減少しているものの、統計にあらわれていない潜在的な待機児童は約80万人に上るといふ推計もあります。

そこで、本市では安心して子どもを育てることができる支援体制の整備として要旨1点目、休日保育の実施と方法はどのようになっているか伺います。

ご質問のうち5問目の行政サービスの向上についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の防災と男女共同参画についての1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

本年5月28日に開催された平成25年度始良市防災会議において、新たな防災計画が決定されました。その中で、今年度から委員も3人ふえ、女性の方も1人ご参加いただくこととなり、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、避難所運営と女性の視点に立った防災のあり方などのご意見をいただけることとなりました。そして、防災リーダーの育成強化を図るため、女性や若年層、高校生などのボランティア活動を地域の防災活動に取り込み、地域の防災リーダーなどを育成できるようにと考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。

要援護者については、始良市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条に定義として妊産婦の明記はありませんが、第6号にその他市長が必要と認める者とあり、これに含まれるものと考えております。

次に、2問目の子育てを支援するための基盤整備の推進についての1点目のご質問についてお答えいたします。

休日の保護者の就労などにより、児童の保育が困難な場合の需要に対応するため、本市においては認可保育所で1か所、認可外保育所で2か所、休日保育が実施されております。実施保育所につきましては、市のホームページやくらしの便利帳、市役所窓口でも始良市保育園一覧表を配布し、お知らせしているところであります。

2点目のご質問についてお答えをいたします。

保護者が日中に保育をすることが困難な状況にある児童を保育士または看護師など資格を有する方々が自宅などにおいて保育する事業であり、認可保育所に入所することができなかった児童を保育する方法の一つとして児童福祉法に定められております。保育所待機児童への解消への取り組みに關しまして、本市における人的資源を活用した家庭的保育事業もその選択肢の一つとして今後研究してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

あいら子育てサポートセンターでは、育児の支援をしてほしい方と支援したい方が会員となり、お互いに育児を支え合う相互援助活動を行っております。活動内容などにつきましては、市報や委託先の市社会福祉協議会で定期的に広報を行い、事業の推進を図っております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

赤ちゃんの駅につきましては、乳幼児のいる家庭を対象に、外出中に公共施設や民間施設でのおむつ替えや授乳が気軽にできる環境を整えることと認識しておりますが、本市では地域全体で子育て支援する機運の醸成や子育て家庭の負担感の軽減などを目的としたかごしま子育て支援パスポート事業に県と取り組み、現在、市内に46か所の企業、店舗などが協賛店として登録され、そのうち、おむつ替え、授乳などのできる協賛店は8か所となっております。今後もホームページなどで子育て支援サービス内容等を周知しながら協賛店舗の拡充を図ってまいります。なお、かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗のマップを作成したところであり、ホームページにも掲載したいと考えております。

次に3問目の高齢者が暮らしやすい環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

黄色い旗運動につきましては、竹下議員より以前にもご質問をいただいております。高齢者の見守りや

孤独死防止、また地域の共助の力を高める取り組みとして有効な手段、運動であるとの認識のもと、集落や自治会単位での実施意向がある場合、支援していきたいとの考えをお示ししているところであります。

この地域の共助の力を高める取り組みとして、本年度から地域包括ケア体制推進コーディネーター設置事業に取り組み、高齢者などが地域で安心して暮らせる地域づくりのため、市社会福祉協議会と連携し、地域の支え合いの体制の強化を図っております。

この事業は、在宅で生活する高齢者などを地域住民のボランティア活動により、地域全体で支える仕組みを構築するものであり、議員ご質問の黄色い旗運動はまさにこの事業の目的に当てはまるものと考えておりますので、活動を実施する機運が高まった自治会などに対して市社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

次に、4問目の市税等の収納率の向上対策についてのご質問にお答えいたします。

クレジット収納につきましては、パソコンや携帯電話のインターネットを利用しますといつでもどこでも納付が可能になることから、市民の利便性の向上という面では有効な納付方法の1つと考えております。

県内では、普通自動車税で導入されており、手間のかからないクレジット収納の導入により、納期内納付率の向上などのメリットが見込まれることから、本市におきましても、市税については昨年より先進地の導入事例を参考にしながら情報化推進委員会等で導入に向けた検討を進めております。

新たな収納方法として、本年度よりコンビニでの収納ができるようになり、一定の成果を上げております。お尋ねのクレジットカードによる支払い制度につきましては、市営住宅家賃に関しましては公営住宅が、本来低所得者向けの住宅で、収入などの制約があることから、クレジット契約が難しい方もいると推測されますので、今後、この制度を導入している自治体の有無など引き続き調査研究いたします。

また、水道料金については、現在のところ市税と異なり、クレジット収納を利用した場合、そのまま手数料が市に加算されるため、水道料金収入による独立採算制で経営を行っております水道事業につきましては、手数料の増加は水道料金の値上がりにもつながりかねません。

水道料金の納付につきましては、現在、口座振替が大部分であります。コンビニ収納にも対応しており、利便性向上に努めているところであります。

費用対効果などの課題もありますので、税などの公共料金の個々の費目ごとにクレジット収納への適正を検証しながら導入に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

今後、ますます多様化するライフスタイルの中で、インターネットが生活様式に定着してきておりますので、利便性の高い納付方法の選択肢をふやすことは、暮らしやすいまちづくりの1つの方策と考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 5問目の行政サービスの向上対策についてのご質問にお答えいたします。

脇元地区公民館は館の北側に約40台の駐車スペースを確保しております。またグラウンドについては、現在グラウンドゴルフの利用のほか、館内において多くの利用があるときは駐車場として利用いただいているところであります。

平成18年度に土の入れかえと排水の整備を行ったところでありますが、地盤がよくないため、雨天時の利用の場合、使用後の整地の協力をお願いしているところであります。

通常、県道側からのグラウンド入り口には、車どめをしておりますが、災害時等においてはこれを外し、駐車場として開放しております。このような利用状況で当面大きな支障はないものと考えているところであり、グラウンドを駐車場として整備する考えはありません。

以上で答弁を終わります。

○11番（竹下日出志君） 防災と男女共同参画について再質問します。

始良市防災会議が5月28日に行われました。会議の主な意見として委員が1人であるとありました。現在、始良市の女性消防団員は何人で、加治木地区、蒲生地区、始良地区それぞれの女性団員数を伺います。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

現在、始良市の女性消防団員は合計17名でございます。内訳といたしまして蒲生が6名、始良が6名、加治木が5名でございます。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 要援護者に妊産婦を追加するとして、南日本新聞の6月2日付には、南さつま市は要援護者に妊産婦を追加すると掲載しています。本市でも始良市、災害要援護者支援制度実施要綱第2条に妊産婦を定義する考えはないか伺います。

○危機管理監（岩爪 隆君） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、始良市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条、これの第6号にその他市長が必要と認める者とあり、これに妊産婦は含まれるというふうに考えております。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。

この南さつま市は、妊産婦を災害要援護者支援制度実施要綱の第2条に妊産婦を定義しておりますが、始良市では定義に妊産婦を加える考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 妊婦の方々においても大変、災害弱者というような立場に位置づけられるという事は十分認識するわけでございますが、こうなりますと、ここに定義するとなりますと、事前に名簿登録等々を含めてそのような作業をして必ず行政の責任のもとにいち早く避難の対象者に含まなければならないというようなこと等もありますので、それらの技術的な問題等もクリアしなければならないというような気がいたします。今後研究させていただきたいというふうに思います。

○11番（竹下日出志君） 再度市長にお伺いいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災の救援活動に始良消防本部職員5名、それから保健師5名を派遣しました。また、現在女性消防団が17名おられます。始良市は人口7万5,800人、そのうち女性が4万400人、男性3万5,400人います。男性よりも女性のほうが多い。防災会議委員に女性を、特に被災地

に行かれた保健師さんを委員に加えてはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 議員のご指摘の、経験を活用する、そして女性の立場の意見を反映させるということについては私もそのように考えます。ただ、それらのいろいろなお知恵ということについては、防災会議本部に上げる以前に、いろいろと下部の委員会ございますので、その中で十分に意見を集約したものがこの会議に上がってくるものというふうに思いますので、今すぐにそのような登用のところまで現段階ではいけるかどうかということについてはまだ踏み込めないところでございます。

○11番（竹下日出志君） なるべく早く女性委員をふやしてもらいたいと要請しておきます。

次に、子育て支援をするための基盤整備の推進について伺います。

家庭的保育、保育ママ事業について再質問いたします。

平成23年第1回定例会で質問しております、公明党はかねてから待機児童ゼロ作戦を指導するなど働く女性の支援に全力を挙げてまいりました。全国の待機児童数は約2万5,000人、昨年4月1日時点——に上り、全体の約8割が都市部に集中しております。年齢別ではゼロ歳から2歳児が8割以上を占めております。始良市の待機児童について、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳以上待機児童者はどのようにになっているか伺います。

○福祉部長（脇田満穂君） 待機児童数につきましては、担当課長が答弁いたします。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） 児童福祉課の日高と申します。よろしく願いいたします。

お答えいたします。

平成25年度の保育所入所申し込みをされた方の4月1日現在の待機児童数でございますが、ゼロ歳児が5人、1歳児が13人、2歳児が7人、3歳児以降が12人、合わせまして37人となっております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 多様な保育を充実するためには保育人材の確保が重要になります。人材確保のためには、出産などで退職したり転職した保育士、有資格者、潜在保育士の再就職の支援がポイントと指摘する声が多くあります。

潜在保育士は約67万人と推定されております。保育人材の確保について、出産などで退職したり、退職した保育士、有資格者、潜在保育士が始良市ではどれぐらいおられるか伺います。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） お答えいたします。

始良市の保育士、有資格者については、今のところ調査をいたしておりません。

ですけど、現在、始良市内の保育所、認可、無認可を含めてですね、お勤めの方は現在239名おられるということでございます。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 市長に伺います。

待機児童の解消が進まない原因の1つは、保育所整備に関するさまざまな規制にあります。政府は

定員20人以上の認可保育所を中心に整備していますが、用地や保育士の確保などが難しく、需要の伸びに追いつかないのが実態です。

子どもの安全を初め、保育の質を確保する規制は当然必要であります。それを大前提にした上で、従来の認可保育士にとらわれず、多様な保育形態を早急に充実させていかなければなりません。横浜市では現在の基準を満たす横浜保育室や、小規模なNPO型家庭的保育など多様な保育事業を展開しております。2010年の横浜市の待機児童は全国で最も多い1,552人でしたが、昨年には179人まで減少しました。一方、保育人材の確保が重要です。出産などで退職した潜在保育士は約67万人と推定されていますが、保育士の給与の低さが再就職する際の大きな壁になっているとの指摘もあります。

そこで、市長は、出産などで退職した保育士、有資格者、潜在保育士の再就職についてどのように考えておられるか伺います。

○市長（笹山義弘君） 子どもは、国、ひいては始良市の宝でございますので、この育児ということについては、全体で支えていくということは十分認識していることでございます。そういう中からいろいろとまちおこしもそうですが、始良市内にはそのような有識者といえますか有資格者も含めて大勢おられるというふうに思いますので、そういう意味で全体で支えていくという仕組みを調査をしながら研究してまいりたいというふうに思います。

○11番（竹下日出志君） 家庭的保育の保育ママ制度につきましての導入を検討していただきたいと要請しておきます。

高齢者が暮らしやすい環境づくりについて、再質問いたします。

黄色い旗運動について、活動を実施する機運が高まった自治会に対して、市社会福祉協議会と連携して支援してまいりますとありますが、機運を高めるための対策や黄色い旗の準備についてはどのように考えておられるか伺います。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

機運を高める事業といたしまして、市長の答弁にもありましたように在宅で生活する高齢者や障がい者等を地域住民で支える活動により、地域全体で支える仕組みを構築するという、これは県の事業でございますが、地域包括ケア体制推進コーディネーター設置事業というのに今、取り組んでおります。この事業で、市の社会福祉協議会のほうにコーディネーターを1名配置しておりますので、自治会等に講習、研修に行つて、コーディネートをしながら機運を高めていくとそういうふうに考えております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 始良市では、孤立者孤独死、孤立死の状況はどのようになっているか伺います。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 孤立死、孤独死という定義で、昨年8月に県のアンケート調査においては、65歳以上のひとり暮らしで誰にも見とられずに亡くなり、亡くなってから2日以上を経て発見された方という定義がございますが、この定義では、ないというふうに報告し

ております。しかし、私どもが把握しているところでは23年度に4人の方が、それから24年度にお二人の方が自宅でおひとりで亡くなられたということで、また本年度になりましてからは40歳の男性の方と60後半の方が、またそれぞれ男性が自宅のほうでおひとりで亡くなられたというふうに把握しております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 4点目の市税等の収納率向上対策については、昨年、平成24年第3回定例会でもクレジットカードによる支払い制度を提案しました。今回の答弁で税などの公共料金の個々の費目ごとにクレジット収納への適性を検証しながら導入に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますとの市長が答弁されましたので、クレジットカードによる支払い制度の導入を要請しておきます。

次に、行政サービス向上対策について教育長にお伺いいたします。

グラウンドの整備は考えていないとありました。6月1日に脇元地区公民館を利用された方は、田んぼの中を歩いて公民館に入る状況でした。ぜひ教育長、雨の日に脇元地区公民館に行って現状を調査してはいかがでしょうか。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まずこの脇元地区公民館に関してでございますが、この公民館を設置するときに、この地域の方々自分たちで自治公民館を持っていらっしゃいません。そのためにどうしてもそういう総会とか役員会ということが、開催する場所がありませんでしたので、この地区公民館を利用されてほしいということと、その地域の方々のレクリエーション、健康づくりですね。そういうための施設としてこの土地を提供されております。そのため、今、グラウンドにおきましては、この地域の方々で結成されたグラウンドゴルフを好まれる方々の会員の方々は、月1回から4回、このグラウンドゴルフを楽しんでいらっしゃいます。そうなりますとこのグラウンドを駐車場整備という形にしてしまうと、そういうレクリエーション施設としての機能を失くなりますので、そういうことも考慮し、それと平成18年に答弁書に書いてありますように、砂、土の入れかえと排水工事をしました。その後19年、20年にも砂を入れて対応しておりますけれど、なかなかこの排水がうまくいっておりません。そのため、先ほど言われますように雨の日には、ちょっとグラウンドがぬかるんでしまうということがございます。ただ、通常の公民館講座云々等につきましては、北側にある40台の駐車場のスペースで何とか対応しておりますので、そうしますとグラウンドを駐車場整備と言う形で持っていきますと、そういう地域の方々の健康づくりレクリエーション施設としても機能していきませんので、今の段階ではグラウンドはそのままという体制でいきたいと考えております。

○11番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。

通常、県道側からグラウンドの入り口には車どめをしております。脇元地区公民館は毎年大雨のときは白浜地区の皆さんは避難されております。また、災害はいつ起こるかわかりません。地域の住民の方からも車どめに危険と書かれ、危険なところに避難してよいのかという声もあります。市長、車どめについて、改善する考えはないかお伺いいたします。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

災害に関しましては、特に避難場所となりましたときには職員等が先に行きますので、そのときには、車どめも外しまして、グラウンドの中に駐車できるように体制しております。

また、選挙が行われるときとそれから7月、8月に地域の方々の健康健診を行いますのでそういうときには全て。それと夏祭りですね、なぎさ公園で行う、駐車場としてそこを開放しておりますので、必要に応じて車どめはとめていきます。また、ちょうどその入り口に消防車庫がありますので、その前に車をとめないように、再度協力に、皆さんにお願いをすると同時に、利用される方々がもしそこにとめられたら、車を移動してもらうようお願いしておりますので、今の体制ではその形でやっていきたいと考えております。

○11番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。

本年、始良公民館が使用できないため、脇元地区公民館を利用される方もふえております。初めて来られた方は県道から入り口がありますが、現在の北側駐車場の入り口はわかりづらいです。市長もこの利用者の立場で現地を調査する考えはないか伺います。また、帖佐地区公民館のように駐車場を整備する考えはないかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） この脇元公民館においては、市長と語る会そして年末警戒等で消防車庫にしたときに寄らせていただいておりますが、普段はやはり県道側からの不法に進入する危険性があるいろいろのそういうことを含めて今の処置をしているというふうにも考えますが、それら今の状況等をもう一度よく調査をいたしまして、今の形状をどのように維持していくのか、また改修するのかということについては、住民の皆様の声もお聞きしながら、1回検証するという事はしていきたいと思っておりますが、早急に改修をしなければならぬということの報告は今聞いておりませんので、含めて検討してまいりたいと思っております。

○11番（竹下日出志君） 脇元地区公民館は災害時の避難場所になっておりますし、普段から災害避難場所として周知するためにも、今の車どめを改善していただくように要請して質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

次に、23番、里山和子議員の発言を許します。

○23番（里山和子君） 登壇

皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さんお疲れさまでございます。日本共産党の里山和子です。

質問をする前に、ちょっと訂正箇所が2か所ございますので訂正していただきたいと思っております。

最初から2ページ目ですね。ナンバー2のところ、17番、里山和子で、2番目の子ども医療費中学校卒業までの無料化と、窓口負担ゼロが抜けておりますので、「ゼロ」を入れてください。（発言する者あり）いや、最初のページからの2ページ目ですよ。質問一覧表のところ、後ろのほうは入ってるんですけども、前のほうは抜けております。

それと32ページですね。3番目のところの小中学校体罰のアンケート調査についてのところで、

(2) その結果にもとづき、市教委は各家庭ではなくて、各学校に対してって、質問書には書いていたんですけど、私のチェックも甘くて家庭になっていきますので、「学校」に直していただきたいと思っています。

事務局のほうも一般質問は大事ですので、ちょっときちっと原稿に沿って書いていただくようお願いしておきたいと思っています。

それでは始めますが、きょうは、市長の政治姿勢について伺っておりますので、一言申し上げておきたいと思いますが、一昨日、堂森議員が質問されました松原なぎさ小学校の体育館新築工事の件は、昨年11月12日に議会全員協議会で屋根受けのりは鉄骨構造と説明しておきながら12月には木材に変更されたということをお伺いして驚いているところでございます。議会軽視も甚だしいのではないかと思います。今後、議会全員協議会で市長を呼んで議員みんなでただしていきたいと思っております。

また、同じく憲法改正についての南日本新聞のアンケート調査でも私に言わせればつじつまの合わないことを言っているらしいやまして市民を困惑させていらっしやると思いますが、市長の憲法改正の本音をきょうは聞いてみたいと思っております。私はもちろん、日本共産党として日本国憲法を守る立場で質問いたします。

まず、質問の前に皆さんよくご承知かもしれませんが、安倍総理が今回の参議院選後に、国会議員の3分の2で憲法改正に取り組みたいというようなことを正式に表明していらっしやいますので、この憲法前文を読んでみたいと思います。

日本国憲法1946年11月3日公布で、47年5月3日施行になっております。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。というものでございます。皆さんよくご存知かと思いましたが、一応読み上げました。

それでは質問に入りたいと思います。

市長の政治姿勢を問うということで、憲法改正についてです。

南日本新聞社が5月中旬から下旬、鹿児島県知事と県内43市町村の首長に実施した憲法についての

アンケートで市町村長の55.8%、24人が憲法改正を支持し、39.5%、17人が9条を見直しに賛成の立場であることがわかったと5月31日付の朝刊で報じております。

9条見直しに反対した市長は、日置市と始良の笹山義弘市長の2人ということで書かれております。8市長が賛成派だったとしております。9条見直しについて「どちらかという反対」と笹山市長は答えていらっしゃいますが、「専守防衛を担う自衛隊は規模的には軍隊で、現在の国際紛争に対応するには、国際国家として役割を担う必要がある」とコメントされております。

自民党の主張をする国防軍の明記や集団的自衛権の行使をにおわせる文言であると私は受け取っておりますが、この回答はどちらかと言えば、反対ということになるのかどうかを聞きたいと思っております。

また、今後、憲法見直しの動きが出てきた場合に、何を議論の対象とすべきだと思いますかという問いに対する回答で、「日本人のアイデンティティーを確立する文言を明確にすべきであり、その議論を深める必要がある」とコメントされておりますが、具体的にはどういう文言になるのか伺います。

2番目に子どもの医療費、中学校卒業までの無料化と窓口負担ゼロの取り組みについてです。

子どもの医療費が小学校卒業まで無料になって2年半近く経過しましたが、県内では8市5町2村で中学校卒業まで無料化になり、霧島市も平成25年のことしの10月から開始する予定になっております。また病院窓口で無料にしないとお金がないときなど病院に行けないこともあります。償還払いによる事務処理が減るというメリットもあり、重症化する前に病院に行けるので医療費の高額化の抑制が期待できると他県の先進地、特に群馬県あたりではもう実施済みでございます。始良市でもこの2つのことに取り組んでみたらいかがでしょうか。

3番目に、小・中学校体罰のアンケート調査についてです。

(1) 市内小・中学校の体罰の実態について、子どもを持つ各家庭にアンケート調査をし、その結果を3月末に教育委員会のほうでつかみ、県教委に報告するというものでありましたが、一向に議会のほうからも報告がありませんけれども体罰の実態はどのように報告されたのか伺いたいと思っております。

(2) その結果に基づき、市教委は各学校に対してどのような指導方法で臨むのか。また、今後、県教委との連携はどうしていくのか伺います。

最後に旧吉田町にある一般廃棄物処分場の解体撤去について伺います。

先日、日本共産党の鹿児島市議桂田議員、元旧吉田町議ですけれども——から旧吉田町にある一般廃棄物処分場を早く解体して撤去してほしいと旧吉田町で市民から言われているという話を伺いました。鹿児島市に迷惑をかける形で施設が残されておりますが、解体にどのぐらいの費用がかかるのか。また撤去できないでいる理由は何かを伺います。1日も早く解体撤去すべきと考えますがいつごろまでに解決できるのか、いつごろまでかかるのか見通しを示していただきたいと思っております。

以下は質問席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

里山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち3問目の小中学校体罰のアンケート調査についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

第1問目の市長の政治姿勢を問う。憲法改正について——についてのご質問にお答えいたします。

戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認をうたっている憲法第9条の改正についてはその必要はないものと考えます、しかしながら、例えば自衛権の発動は憲法の解釈上認められているものの、自衛隊の

存在はどこにも明記されておられません。憲法の不備があるところを直していくということに関して、反対をするものでありませんので、どちらかというところと反対という回答にさせていただいたところがあります。

日本人のアイデンティティーを確立するための文言に関しましては、私は専門家ではありませんがイメージとしては日本人が日本人らしくあるためのもの、歴史や文化、敬いの心、勤勉、四季の自然の美しさ、国を愛する心といったものではないかと考えます。

次に、2問目の子ども医療費の中学校卒業までの無料化と窓口負担ゼロの取り組みについてご質問にお答えいたします。

さきの森議員と森川議員のご質問にお答えしましたように、子ども医療費助成事業につきましては、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康の増進を図るため、平成23年1月診療分から対象者を乳幼児から小学校修了時まで拡大し、保険診療による医療費にかかる自己負担の全額を助成いたしております。中学生までの無料化については、今後県内の状況及び財政面を勘案しながら検討してまいります。

また、窓口負担ゼロにつきましては、本市を含め、鹿児島県の市町村におきましては、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の事務取扱要綱により、保護者が保険診療による自己負担額を一旦医療機関の窓口で支払い、後日、市が助成する額を指定された口座に振り込む自動償還払い方式を採用しております。

県の乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及び事務取扱要領に準じた助成方法を採用しておりますので、病院の窓口無料化については現在のところ難しい状況にあると考えております。

次に、4問目の旧吉田町にある一般廃棄物処分場の解体撤去についてのご質問にお答えいたします。

鹿児島市本城町にある吉田清掃センターの解体撤去につきましては、平成23年第2回議会定例会でお答えしましたように同年4月に鹿児島市に担当者が出向き当清掃センターの現状と解体について説明いたしました。

主な内容は、土壌検査によるダイオキシン類及びカドミウムなど26項目の検査値が全て基準値を大きく下回っていること、解体の必要性は十分認識していること、解体には跡地利用計画がなければ補助制度を利用することができず、多額の一般財源が必要となることなどです。なお、平成15年の概算事業見積もりでは約4億円必要となっております。鹿児島市としては早急な解体を求めることはなく、跡地利用などについても必要に応じて連携していくことを確認しております。今後、始良市総合計画及び実施計画の中で財政状況も踏まえながら検討してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の小中学校体罰のアンケート調査についての1点目のご質問にお答えいたします。

今回の体罰に関する実態調査は、国及び県からの指示として行われ、児童生徒及び保護者並びに教職員への調査として実施されました。

調査内容は、平成24年4月から25年3月までの期間における体罰の加害教職員名、体罰が行われた場面、場所、内容等を回答するものでした。

3月末に市内各小中学校から調査結果の報告を受け、市教育委員会で一つひとつの事案について確認を行った上で、4月末に県教育委員会へ報告しております。

報告件数は小学校はゼロ件、中学校は5人の計9件で、1人で複数回体罰を行うケースも含まれて

おります。

体罰の実態については、部活動との関連が7件、生徒指導との関連が2件で、体罰の内容としては平手で頬をたたく、足で蹴るなどの内容でした。

2点目のご質問についてお答えいたします。

体罰は、学校教育法11条に禁止されている行為であるだけでなく、児童生徒の人権を侵害する行為であるとともに、教育的効果は得にくく、決して許される行為ではないと認識しております。

以上の認識のもと、小中学校管理職研修会等で毎回取り上げ、体罰は絶対に許されない行為である。子どもの心に届く指導を行うことなど、体罰の厳禁や生徒へのかかわり方についての指導を繰り返し進めてきており、各学校においても職員に対して計画的に指導がなされております。体罰の原因としては、教職員の教科の指導力が十分でなかったり、生徒指導力が至らなかったりなどすることが考えられます。従って体罰を根絶していくためには、教職員への厳罰を持って対処することより、教職員一人ひとりの教科の指導力や学期を経営する力、生徒指導力を高めていくことが必要であると考えております。

市教育委員会としては昨年度から学級経営の力量を高める学級経営研修会、教科の指導力を高める指導力向上セミナーなどを実施し、教職員一人ひとりの指導力向上を図る取り組みを行っております。

またそれぞれの学校においても、生徒指導事例研修やスクールカウンセラーを招いての研修会の実施など生徒指導力の高まる研修を行っているところであります。

なお、今後も各学校において体罰の事案が発生した場合は、細やかな実態把握を行い、厳正に対処するとともに体罰を学校から一掃するという強い使命感を持ち、体罰の根絶に向け教職員の総合的な指導力の向上及び服務指導の徹底を図ってまいります。

県教育委員会との連携については、体罰事故が発生した場合、詳細に報告し、懲戒処分に相当する場合は県教育委員会で処分を行い、それ以外については市教育委員会で本人及び校長に対して訓告等必要な措置を講ずることとしております。

以上で答弁を終わります。

○23番（里山和子君） それでは、1問目から伺いたいと思います。

公務員は、憲法を守るという擁護義務があるというふうに私は思っているんですけども、南日本新聞がこのような調査をしたということについても、ちょっと世論誘導みたいなところもあるのではないかと思ったりしてるんですけど、かしこくもそういう立場であまりお答えできないというような立場をとられた市長も、憲法9条に対しては賛成が8人、反対が2名、答えない方が9人ということで、答えない方も結構いらっしやったわけですけども、笹山市長は反対、どちらかという反対ということで答えておられるわけですね。

これ、問1では憲法を変える必要があると思うかという質問に対して、笹山市長はどちらかと言えば変える必要があるというふうに答えていらっしやいます。憲法改正の理由は何かということでは、憲法の規定が時代に合わなくなってきているからと答えておられます。

3は答えておられませんが、問4では、憲法見直しの動きが出てきたときに、何を議論の対象とすべきだと思いますかということでは、日本人のアイデンティティーを確立する文言を明確にすべきであり、その論議を深める必要があるということで、回答もいただいているんですけども、アイデンティティーというのはどういうことかという回答も読んでいただきましたけれども。

問5では、憲法9条見直しについてではどうですかということで、どちらかという反対ということで、この反対の理由が専守防衛を担う自衛隊は規模的には軍隊で、現在の国際紛争に対応するには、国際国家として役割を担う必要があるというふうにコメントをしていらっしゃるわけです。

このコメントと憲法9条をちょっと読んでみます。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」というのが憲法9条1項ですね。2項として、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」というふうに、きっぱりと軍隊を持つことも否定しているし、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するということですよ、戦争を。

こういうふうに明確にうたった9条に対して、かなり違うようなコメントを述べていらっしゃるのですね、どちらかという9条を変えることに反対なのかどうかということについて、私はどちらかという賛成ではないのかなというふうに思ったものですからこの質問をさせていただきました。

憲法9条というのは、日本の平和憲法というのは、国際的にも有名だと思うんですけども、それでも軍隊を持たないと書いてあるのに自衛隊を持っているわけですよ、市長が確かに言われるとおりなんです。ですけども世界では9条を非常に大事にしている国があります。アフリカのモロッコの近くにカナリア諸島というところがあって、テルデ市という、まあ諸島にその市があるんだそうですけれども、ここではヒロシマ・ナガサキ広場という広場まであってですね、球場がスペイン語で訳されて銅版に刻まれているというようなことも紹介されてますし、中南米のパナマ運河がありますよね。ニカラグアという国もありますけれども、そこの傍にコスタリカという小さな国がありますけれどもコスタリカという国があります。ここではやっぱり平和憲法をもって戦争はしないということを徹底している国のようです。

おもしろいのは小学生が憲法裁判を起こすんだそうです。日本の感覚でいうと陳情をするような感覚で憲法に対しての裁判するんですね。サッカーボールを蹴って、ちょっと溝に落ちたと。そこにガードレールもなかったのでガードレールをつけてもらいたいと。やっぱり、子どもの人権感覚が非常に発達しているところで、人の幸せを結局守る立場から言えばおかしいじゃないかというようなことで小学生が裁判を起こして勝つとかですね。それでガードレールが設置されたりしたんだそうですけれども。

それからもう一つは大学生が大統領を訴えて勝訴するんだそうです。というのは、9・11のアメリカのテロを受けましたよね。それでブッシュがテロとの戦いということで、イラク、アフガン戦争に突っ込んでいったわけですけども、まあ小泉総理は早速賛成されたわけですけども、そのとき、時のコスタリカの大統領が、たまたまテロとの戦いということでこの戦争に賛成したんだそうですね。そしたら大学生が怒ってですね、この平和憲法を持っているコスタリカの大統領が何事かということで裁判に訴えたところ、大統領が負けてこの大学生が勝ったんだそうですよ。

だからそれぐらい徹底して、この憲法9条を守っている国が世界にはあるということをご紹介しておきたいと思うんですけども、まあ日本は、朝鮮戦争をきっかけに自衛隊を持つことになって、やっぱり憲法等を乖離していつているわけですけども、そこにまあ非常に私は問題があると思うんですけども、そういうことで市長も自衛隊があるのに軍隊というふうに明記していないのはおかしいのではないかみたいなことを言われているんだと思うんですけどもですね。

ちょっと市長のコメントが、ちょっと自民党が改憲案を、これは共産党の、自民党改憲案批判文の

パンフレットなんですけれども、まあ自民党が改憲案を出しておりますよね。去年の4月ごろ出ていると思うんですけれども、その中で、天皇中心の国会ということですね。共産党は憲法が憲法でなくなるというふうに言っています。それから、前文から破棄したものと、不戦と平和的生存権がなくなっていると、それから9条2項が削除されたと。武力行使の歯どめを消すことになっていると。それから国防軍の活動ということが明記されて平和の秩序に挑戦しているのではないかと。緊急事態法制が書かれて人権の停止ですね、服従義務も出てきていると。それと人権の大幅制約が出てきて、公の秩序を優先にして、優先に転換をされているということですね。公の秩序というのが先に立って、それに違反すると非常に問題視されると。それから基本的人権の各論で、結社労働権にも制限が加えられてきている。

それから家族条項の新設ということで、古い価値観の復活があるのではないかと。統治機構としては首相権限の強化を図っていると。地方自治としては役割を狭めて道州制を狙っていると。それから改憲手続の緩和では権力の縛りを解くものが出てきていると。歴史の逆流で日本国憲法の根本を否定するものとなっているのではないかと。共産党は批判しております。

その中で、笹山市長は、この自民党改憲案というのはよく読まれて承知していらっしゃるのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず私の考えでございますけれども、護憲がさも正義であるかのごとくですね、おっしゃる方々がおられますが、それはいかがなものかと。やはり基本には、日本人の魂となる憲法はそうありますので、そうしたときにこの憲法制定をした背景をしたときに、ポツダム宣言後受諾後に、いち早く制定をしなければならぬということがあったわけでありまして、そういう中で日本人の魂としての憲法を、みんなの総意として尊重すべき憲法として、改憲するにしましてもしないにしても、国民総意を問うて、やはりそういう図る必要が私はあるというふうにも思っております。

また、南日本新聞のいろいろな取材に対して、それぞれの首長さんをご回答なさったということは大変尊敬すべき、尊重すべき事項であろうというふうにも思いますし、基本的には私のこの9条に関するところの頭ですね。9条に何てうたっているかということですが、その憲法9条、戦争の放棄という中に9条はうたわれているわけでありまして。そういうことで、私も絶対に二度と戦争はしてはならないという考えでございますが、その中にこの9条の中にこの解釈でありますけれども、先ほども答弁しましたように、自衛権ということについてはいろいろな憲法論争もあるわけでありまして、私としては国益を守るということについてはいかにあるべきかということから、ここはしっかり国民の総論を結集して審議すべき事項であろうというふうに思います。

今、議員がおっしゃったその自民党の云々ということについては、私は承知してないところであります。

○23番（里山和子君） じゃあご存じないということで、ちょっとお知らせしてみたいと思います。

自民党の憲法9条についてはこのように変えていこうということです。

「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力により（及び武力の行使は）国際紛争を解決する手段としては用いない。」ここはまあ同じなんですけれども、前項の規定は、自衛隊の発動を妨げるものではないというのがつけ加えられております。

それから、国防軍ということですね、9条2項と言うのが出てきます。変えられております。「わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。2番目に、「国防軍は前項の規定による任務を遂行する際は法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」と、それから3、「国防軍は第1項に規定する任務を遂行するための活動のほか法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために、国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、または国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」と。4番目に「第2項に定めるもののほか、国防軍の組織統制及び機密の保持に関する事項は法律で定める」、5番目に「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うために、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない」ということで、またその次に、9条の3では、領土等の保全等まで出てきております。

このように国防軍というのがきちんと明記されて、9条の2項としてかなりのことが書き込まれていることとなります。自衛隊を結局軍隊として認めて、国防軍としていくというのが自民党の方針ですから、私はまあちょっと笹山市長の、規模的には自衛隊は軍隊で、現在の国際紛争に対応するには、国際国家として役割を担う必要があるというふうに言われているんですけども、この自衛隊が軍隊ということで、国防軍というふうに明記されることについてはどのように感じていらっしゃるでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず、憲法を変えるということがタブー視されるということについて、私は疑義を呈しているわけでありまして。国際的に見ても各国でこれまでも何回となく憲法というのは時代にあわせて、そして改正をされているということでありまして、この9条の理念でありますけれども、1946年に8月の衆議院で、9条も含めて日本政府草案が国会に提出されたと。その中で421票の賛成に対して8票の反対が出たわけでありまして、そのうちの6票が共産党でありまして、皇室の廃止、日本の自衛権を要求しての上での反対票を投じたということは、史実に載っているわけですから、そういうことを考えたときに、やはり国益を守ることがいかにあるべきかということについては、国民にそれぞれ、どのような形でその体制をつくるべきかということについては、しっかり問うべきである。ただ、憲法を改正するについては3分の2という高いハードルがあるわけでありまして、必要があると国民が認めたら3分の2をしてでも改正すべきであるという世論になるのではないかなというふうにも思いますし、今、議員がおっしゃったことは、しっかりとそれは自民党さんの考え方、また共産党さんの考え方もあると思いますが、それらのことについては、国政でしっかり論議していただきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） 共産党が反対したというようなことを言われましたけれども、やっぱり天皇条項が残っていることについて私は反対したのであり、憲法9条については戦前から命がけで、殺されても戦争反対を訴えたわけですから、この9条を入れるということについては命がけで戦前から戦ってきたことをご紹介しておきたいと思っております。

市長がですね、結局、国政で論議すべきものだというだけでは、もちろんあるんですけども、これはもし改正になると国民投票にもなってくるし、参議院選挙の大きな争点になっているわけですね。それと一人ひとりが自分の胸に手を当てて、国のあり方というものを決めていかなければならな

いという時点に達してきているわけです。

しかも、笹山市長はこのようなコメントまで発言して新聞にまで公表されているわけですので、私はそれで、この市議会で市長の政治姿勢ということで問うているわけですから何もおかしいことではないわけですが、そのように自民党が政権を持っていますから、維新の会とかみんなの党なんかも改正に賛成ですので、3分の2があれば変えられる可能性も出てくるわけですよ。そういうときに、笹山市長がこのような国際紛争を解決する手段としては、やっぱり考えていかなければならないのではないかと、自衛隊はやっぱり軍隊として位置づけなければいけないのではないかとというような回答をされているのにもかかわらず、憲法9条改正についてはどちらかという反対ということを書いてらっしゃるのはちょっとおかしいのではないかと。憲法9条はそういうことは言ってないですよ。市長のコメントみたいなことは言ってないのに、いやどちらかという賛成って、はっきりおっしゃれば、私は何も、市長のその自由な考え方をどうこうと、まあ市長だからちょっと問題にはなるだけけれども、はっきりこうきちんとコメントに照らして回答してらっしゃれば問題しないだけけれども、なにかこう、言っている回答とコメントがあわないというふうに私は感じるし、ほとんどの人も感じるんじゃないかと思うものですからこういう質疑をしているんですけれども。

自民党は、しかもその国防軍と明記した上でこんなことも言ってるんですよ。集団的自衛権の行使ということで、2012年の7月に国家安全保障基本法案をまとめているわけですが、概要では、国際連合憲章に定められた自衛権の行使として、我が国あるいは我が国と密接な関係にある他国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態において、自衛権を行使できるとしているわけです。そこに示されているとおり、集団的自衛権とは、他国に対する攻撃に対して反撃する権利であり、第3国に生じた紛争に介入する権利となるわけです。概要とりまとめの中心だった自民党の石破茂幹事長は、2012年、去年の10月に、日米同盟に関するシンポジウムで、5年10年で憲法改正を必ずやる自信はないが、それまで今のままでいいとは思わないと。自民党は次の総選挙で国家安全保障基本法案を国民の前に提示し審判を仰ぐと。そのポイントは集団的自衛権の行使を可能にする条文を持っていることだと述べており、シンポジウムにはベイガーからキャンベル国務次官補やアミテイジ元国務副長官らが参加していたということで、次の総選挙では、国家安全保障基本法案を出してくると正式にこの会議でも言っているわけですよ。ということは、国防軍というふうに憲法で明記され、集団的自衛権でアメリカが攻撃された場合、日本も外国にまで出て行って戦争をするということにもなると思うんですけれども、そのあたりを市長はコメントでは言っていないように思うんですけれども、そのあたりいかがですか。

○市長（笹山義弘君） 里山議員が私の回答についてどのようにお感じになるかというのはそれぞれのお感じ方でしょうから、それは私がどうこういうことではございませんが、私は、先ほど言いました自分の信念に従ってそのように回答しているところでございまして、国政で3分の2で変えられる危険性というような、先ほどおっしゃいましたけれど、国民の選択ということについては非常に重いということでもあります。そういうことからそれらのことについては先ほど来言っておりますように、ここで私が議員と憲法論争するという必要はないというふうに思いますが、国政においてしっかりと、今のいろいろな日本を取り巻くこの国際情勢等々のことを考えてしたときにどうあるべきかということについては、国政の場が国民を代表してそれらを論じる場がありますので、その場でしっかりとやっていただきたいということを申し上げていることでもありまして、市政における市長としての立場で

議員とこのことについてコメントする必要は私はないというふうに思います。

○23番（里山和子君） 時間もなくなりましたけれども、まあコメントにふさわしい回答をきちんとしていただかないと市民も惑わされ、困惑するというを一言申し上げておきたいと思います。

それでは、2番目に入りますが、子どもの医療費の中学校卒業までの無料化と窓口負担ゼロの取り組みについてですけれども、小学校卒業まで、23年の1月からですかね、なったと思うんですけれども、24年度実績でいいんですけれども、小学校卒業まで無料化になって1年間にどのぐらいかかっているのかどうか。それと中学校卒業まで無料化にすると、どのぐらいふえてくるのかお答えください。

○福祉部長（脇田満穂君） ただいま、小学校までとそれから中学校まで延ばしたときの数値のことでございますが、まず中学校まで延ばしたとき、この中学校部分だけが若干推計をいたしておりますのでご報告申し上げます。およそ3,200万程度ではないかと思っております。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 子ども手当の廃止による年少扶養控除の削減による影響額というのを、たしか今回の田口議員の一般質問のときに税務課長が1億6,000万円と言われたんですけれども、これは間違いないでしょうか。

急いでくださいよ。時間がありませんよ。とめてください、時間は。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩いたします。

（午前10時29分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時32分開議）

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

1億6,000万円ということで前回お答えしておりますのでそのとおりでございます。

○23番（里山和子君） 市長、財源をあげてきてるわけですよ。3,200万でいいわけですから、1億6,000万もおりてきてるわけですから。この財源があるわけですよ。

市長は、森議員の質問には来年の選挙のマニフェストに書くことにすると、たしかおっしゃいましたけれども、選挙のときに公約はするつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） このことについて、職員と担当課とどのようにするかというまだ協議がない中で、私の政策的な判断によるところが大きいというふうに判断しましたのでそのようにお答えしたところであります。

○23番（里山和子君） 選挙のマニフェストには書くつもりだということのようなんですけれども、ことしの11月に霧島市長選挙もあるんですよ。候補者が4、5人あるようなんですけれども、霧島市ではそ

の選挙前の10月から実施して、他候補と差をつけようという思惑かもしれませんが、選挙の前にやるんですね、前田市長は。ですから、来年の1月からでもいいんですけども、財源が出てきておりますので、先に実施しておくというのは私は有利だと思うんですけども。笹山市長、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） ルールといいますか、以前市長戦の折に、マニフェストとして小学終了までにと掲げて戦わせていただきました。そういうことからそれとの整合性ということでお答えしたところではありますが、議員、お尋ねの件についてはその財源も含めて今後協議することになるというふうに思います。

○23番（里山和子君） 前向きに、来年から早く実施をしていただきたいと思います。それから窓口無料の件なんですけれども、これは、鹿児島県が取り組んでいないということが大きなネックになっているわけですね。群馬県あたりでは真っ先に取り組まれておまして、主要な大きな政令市とか県庁所在地の市では、九州管内でもほとんど取り組まれているところです。

私たちも県への働きかけを強めるということで、乳幼児医療費の助成制度とか、1人親家庭の医療費助成制度、それから重度心身障がい者の医療制度助成制度を窓口無料現物給付にすることを求めて協議会をつくって、今後署名運動に取り組んで、県に運動をしていきたいと思っておりますので、まあ市でできないことはないと思うんですけども、これを市でやられるつもりはないか聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） ただいまの質問に回答させていただきます。

今、ご質問ありましたように、九州管内でも、もうほとんど実施されております。窓口無料化がですね、残っているところがほとんど少なくなりました。そういう面からしまして、実務的にはできないことはないのだろうと思っております。県のレベルです。ただ、残念ながら、まだ鹿児島県がその取り組みをよしとしていただいておられないということです。ですから、今のご質問は、始良市だけでもということだろうと思っておりますけれども、始良市だけですととなりますと、どうしても医療機関とか、その他のところにスキームといいましょうか、事務の流れ等ご説明しなければなりませんし、また他市の病院に市民の方が行かれたときに、またトラブルの可能性もございますので、もうちょっと時間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（里山和子君） わかりました。

それでは体罰問題に入ります。

中学校で5人の先生が9件の体罰を起こしているというような今度のアンケート調査ではそういう結果が出ているということですね。

23年度と24年度の体罰も合計9件で、いずれもこれも中学校でしかも、この件については全部部活の中で行われるということであったということでした。

私は以前、一般質問で体罰問題を3月議会で取り上げたんですけども、そのときに事情を聞いた人から、部活の指導者に子どもの情報が全部報告をされているということを聞いたことがあります。

まあ例えばその子が遅刻をしたとか数学の時間にどうだったとか、化学の時間にどうだったとか、そういうことがいちいち部活の指導者が全部掌握して知っているということがあるということを知ったんですけども、このように何かこう、部活の指導者に全部報告をするようになってるんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

全部とは思いませんけれども、生徒指導上、そういった情報というのは提供される面もあるかと思えます。

以上です。

○23番（里山和子君） 何かそういうことでもですよ、部活の例えばバレーとか、ソフトとか、野球とかそういうことだけじゃなくて、その子の1日の行いまでも、指導者が知っていることによる部活での体罰が多いということに私はつながっているのではないかというふうに思うんですけども、その子の部活以外のことは他人の教諭がちゃんと掌握していればいいことで、いちいち部活の指導者に報告する必要はないのではないかと思うんですけど、これを改めさせないと部活の体罰がますます多くなるのではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、悪い面もあればいい面もある。部活動というのは部活動のその競技とかそういった技能だけを高めるだけではなくて、やっぱり人間形成の一環、そういった教育活動の一環として行われているものでございますので、そういった情報を他人だけのものに共有するのではなくて、一緒にその部活動の顧問もいい面も悪い面も共有しながらその子の望ましい教育を行っていくというようなことで行っておりますので、そのことが体罰に直接つながるようなことはないように今、指導しているところでございます。

○23番（里山和子君） 私はこれはおかしいのではないかと思いますね。今後また時間をかけて変えさせるようにしていきたいと思うんですけども。

それと、この間、教育長が河東議員の質問の答弁の中で、大きな体罰というのは厳罰に処せなければいけないけれども、ちょっとした体罰は仕方がないのではないかとと言われて、案に体罰を認めるような発言をされたと私は記憶してるんですけども、教育長がこの教育界のトップにある教育長が、こういう理念や理想では人権を守っていけないのではないかというふうに感じておりますので、この発言だけは取り消していただけないかと思っております。

日体大の谷釜了正さんという方が、体育関係に体罰が多いということで、日体大でも体罰をしないように大学で教育をしていくというようなことが始まっているみたいなんですけれども、体罰をなくするために必要なことは何かということで、人間が人間を教えるとき、ついつい感情的になってしまうことはあり得ることです。でも振り上げた手を理性の力でおろすことのできる人をつくらないといけない。歯どめは人権意識であり生命倫理感ということなのかもしれません。近代スポーツは粗暴性、危険性をルールによって排除して成立したもので本来暴力はなじまない。しかし、勝利主義、至上主義とかナショナリズムとか商業主義がこれを弱めてしまう、何よりスポーツによって生まれる友情、連帯そしてフェアな精神が必要だと思うということで、やっぱりこの人権意識とか生命倫理観を

大事にするという、そして選手みずから考えて自立できるように育てることがその選手を管理するのではなくて大事だというふうにおっしゃってるんですけども、やっぱりこの観点が必要ではないかと思うんですけども、ちょっとしたはずみで起こることは、私は全くないとは思わないんですけども、やっぱりその教育長の理念、理想としてはやっぱり高いものを掲げておいてもらわないと困ると思うんですけどもいかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 河東議員のご質問の中で、私が体罰を容認するということは一切ございません。これは議事録を見ていただいてですね、それでご質問いただきたいと思います。

○23番（里山和子君） いや、おっしゃいましたよ。

○教育長（小倉寛恒君） 厳罰主義というものは、これは全てこの問題を、体罰を解決するものではないと。軽くやったことにおいて厳罰を処するということはですね、これで体罰を一掃できるものではない。その流れの中で話をしたことであって、体罰はこれを容認できるものではないと。これはまあ言下に否定していることをごさしまして、決してそういう発言になっていないと。これはまあ議事録をごらんいただければいいかと思えます。

○23番（里山和子君） たしかおっしゃったと思うんですけど、今はそのように考えていらっしゃるということであればそれでよしと考えるところです。

時間がありませんので、最後の質問に入りますが、吉田の一般廃棄物処分場の解体撤去についてですけれども、平成16年に吉田町が合併により脱退したときの財産処分金は幾らになっており、吉田清掃センターの解体事業費と西別府最終処分場閉鎖事業費は幾ら負担しているのか、お答えください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

当時の脱退による返還金ということになりますけれども、総額で6,859万6,000円でございます。その中の内訳でございますけれども、清掃センターの解体事業並びにこの最終処分の閉鎖事業に伴う清算金については、これは逆に負担金を求めております。その額が4,766万円でございます。トータルで返還になっておりますけれども、返還になった要素につきましては、土地、施設の購入における負担金の清算、これが7,129万1,000円のいわゆる返還金でございます。それと財政調整の基金の積立金、これが4,496万5,000円のこれも返戻金でございます。

以上、精算しますと先ほど申し上げました6,859万6,000円ということでございます。

以上です。

○23番（里山和子君） 溝辺町が合併により脱退したときには幾ら清算金を払ったのかということと、それから、加治木始良、蒲生が合併して3年あまりが経過しておりますが、現在の土地施設の全体額と財政調整基金の積立金の、現在のですよ、額です。積立金の額と地方債の額、それから解体事業費はこの4億円ということになってはいるのかどうかですね。それと、地方債は年間幾ら返済しているのか。償還に交付税措置はないのか、お尋ねいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 溝辺町にかかわる返還金を申し上げますと、トータルで7,315万9,000円でございます。そのうち解体にかかる部分は逆に納入していただいておりますが、それが5,365万1,000円でございます。

それから、土地施設にかかる状況でございますけれども、土地が1万3,140m²、それから施設が1,657m²でございます。

それから、基金については合併協議の中では一部事務組合の取り扱いという中で、西部衛生処理組合の財産債務については新市に引き継ぐということで、基金についてはその財産の中に含まれるということで、基金そのものを直接市に引き継ぐという協定にはなっておりませんが、基金の額で申し上げますと……

○23番（里山和子君） 急いでくださいね。時間がありません。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 基金の額で申し上げますと3億1,350万でございます。起債についてはよろしくをお願いします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

財政調整基金の現在高ということでご質問あったわけなんですけれども、これにつきましては、合併時の段階では22億7,000万ですけれども現在のところでは32億5,240万でございます。田口議員のほうにお答えしましたように、24年度末3月31日現在の額でございます。

それから、地方債額でございます。今回の補正の分、第1号補正を含めまして、当該年度の現在見込み額をしますと331億3,563万1,000円、この額でございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） この基金が3億1,350万あるわけですよ。そうしますと4億円の解体撤去費ということであれば、少しは足りないけれども……

○議長（玉利道満君） これで里山和子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。11時から開会いたします。

（午前10時48分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分開議）

○議長（玉利道満君） 市民福祉部長から、先の一般質問に対する答弁の訂正が、申し出がありましたのでこれを許可します。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 先ほど里山議員の質問の中で、基金の額が幾らになるかというご質問がありましたが、私のほうで3億1,350万と回答をいたしました。正しくは「3億135万」でございます。訂正方よろしくをお願いします。

失礼いたしました。

○議長（玉利道満君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、26番、小山田邦弘議員の発言を許します。

○26番（小山田邦弘君） 登壇

本日、午前中最後となりました、小山田でございます。よろしくお願いいたします。

ことし2月、蒲生ふるさと交流館において加治木町にお住まいの筋ジストロフィーと闘う有馬弘貴君、貴大君兄弟の絵画展が開かれました。マスコミにも数多く取り上げられ、多くのお客様にきていただきました。彼ら兄弟は絵を描くことが大好きで、得意で、東日本大震災の折にも被災者を元気づけるべく福島の幼稚園に絵を届ける活動もしてきました。しかし、昨年、弟の貴大君が病気のために他界、残された兄、弘貴君はお母様を励ますべくまた一生懸命に1枚の絵を書き上げました。それがスマイルイズベストという作品で、絵画展のタイトルにもなりました。5月悲しいニュースが届きました兄の弘貴君も病気のために亡くなったのです。私は、この兄弟の短い人生において絵画展という短い限られた時間でしかかわりを持つことができませんでした。しかし、彼ら兄弟が教えてくれたスマイルイズベストというメッセージは私の心の中に住みつきました。生涯忘れることはないと思います。

今、始良市は県内一暮らしやすいまちづくりを目指しています。このまちづくりが最終的に目指すところは市民一人ひとりの笑顔づくりではないでしょうか。

スマイルイズベスト、笑顔が一番、彼らが教えてくれたメッセージを彼らのふるさと始良市で具現化すべく私はこの議場で頑張りたいと思います。

そこで今回は、一人でも多くの市民の皆様の笑顔を生み出すべくまちづくりにおける3つの視点において執行部の皆さんと意見を交わしてみたいと思います。

質問事項1、観光による笑顔づくり。

要旨1、あいらびゅー号など行政主導の各観光施策や民間の観光事業も含め、観光客が持つ満足、不満足をどのように捉えているか。

要旨2、徐々にふえてきている観光客を迎え入れる地域住民、観光事業者の満足、不満足。さらには期待をどのように捉えているか。

要旨3、現状における観光客、地域住民、観光事業者の満足度を増大させ、不満を解消させるための具体的な取り組みがなされているか。

質問事項2、交通安全による笑顔づくり。

要旨1、鹿児島県、始良市ともに交通事故、特に死亡を伴う重大な事故に歯どめがかかっていない。この危機的状況をどのように捉えているか。

要旨2、交通事故の中でも高齢者が引き起こしたり、巻き込まれるケースが極めて高くなっているが、高齢者に特化したキャンペーンを展開する考えはないか。

質問事項3、子育て支援による笑顔づくり。

要旨1、子育て支援の直接的な受益者は保護者であるが、最終的な受益者としての子どもの満足、不満は政策上取り込まれているか。

要旨2、社会的に男性の育児参加、育休の延長などが進められようとしている。公的機関である市

役所はこれをリードすることも期待されるが、本市での取り組み状況をどのように捉えているか。
以降は一般質問席より伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

小山田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の観光による笑顔づくりについての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市を訪れていただく観光客の皆さんの意向などの調査は、あいらびゅー一号の乗客に対しては行っておりますが、その他の施設においては行っておりませんでしたので、本年度策定する観光基本計画の策定作業の中で調査しており、現在、分析、取りまとめを進めているところであります。

また、観光客を迎える側においても同様に意向調査は行っておりませんが、迎える側にとっては観光客の行為を全て受け入れるということではなく、それらの行為によって双方が不快な思いをされることがないように、マナーの啓発やルールづくりもあわせて行っていく必要があると考えております。

始良市の観光は、最近発見された掛橋坂など、市内に点在する観光資源をストーリー性のある線で結び、これまで旧町時代にはできなかった新たな観光として積極的に提案していくことで、交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

本市を訪れていただく観光客に対しては、おもてなしの心で接し、始良市にしかないもの、飾らなくても美しい、いわゆる本物を提供することで、満足感をお土産に帰っていただく。そして観光に携わる市民の皆様には対価としての経済的還元が生まれる。このような観光という産業が始良市のまちづくりにつながっていく取り組みを行っていきたいと考えております。

その具体的な第一歩が、観光基本計画の策定であります。

次に、2問目の交通安全による笑顔づくりについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の交通事故情勢につきましては、平成24年中の交通人身事故の発生件数が昨年と同数の447件でありましたが、負傷者数が548人となり、前年比22人の増加となっております。事故により亡くなられた方は8人で、前年比2人の増加であり、この数は鹿児島南警察署管内と同数となり、大変残念な結果となってしまいました。昨年中、交通死亡事故が多発する中、始良警察署や各関係機関とともに抑止対策を講じるため、協議を重ね、本市におきましても各関係機関と連携して、朝夕の街頭広報活動や主要な交差点での交通立哨などを集中的に行い、あわせて交通事故抑止を目的とした横断幕の掲示などを行いました。

ご指摘のとおり高齢者による事故または高齢者が被害者となっている事故は、相変わらず多く発生しているようであります。こうした状況を踏まえ、高齢者の交通事故対策としましては、高齢者の皆さんが参加するいきいきサロンや各自治会で開催する高齢者対象の交通・防犯教室などを活用して積極的に推進したいと考えております。

なお、新たな取り組みとして、本年10月に本市において、高齢歩行者事故防止講習会を開催予定であり、広く参加を呼びかけて、なお一層の事故防止対策を推進したいと考えているところであります。

次に、3問目の子育て支援による笑顔づくりについての1点目のご質問にお答えいたします。

子どもは一人ひとりかけがえのない存在であり社会の宝と言われております。子どもを安心して産み育て、健やかな子どもの成長、発達を支援する体制は、社会全体で取り組まなければならないと考

えております。本市では、子育て家庭の経済的な負担の軽減や育児に対する不安、負担感を抱いている家庭の養育支援や健康支援体制の充実などの各種の施策を行っております。また、子育ての環境を整備する施策としては、児童福祉施設の充実とあわせて、就労形態の多様化による保育ニーズに対応するための保育サービスの充実にも努めているところであります。

そのような子育て支援をする施策を策定、実施する中で、子どもたちの意見を直接聞くことや、調査などはしておりませんが、親子が満足し笑顔で安心して子育てができる施策に今後も取り組んでいきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、国や地方公共団体及び事業主などのさまざまな事業主体が社会を挙げて次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境づくりに取り組むこととされました。

この中で、国や地方公共団体等を特定事業主と位置づけ、職員の子どもたちの健やかな出生や育成のための計画、いわゆる特定事業主行動計画の策定を義務づけています。

平成17年には旧3町で、それぞれに第1期の計画が策定されており、本市は24年4月に第2期計画として策定しております。この中で、仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくりを目指すため、子育て支援のための諸制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境の醸成など、職員の意識改革に重点を置いた取り組みを進めることを明記しております。

本年3月には母性保護、育児休業、休暇などの各種制度や子育てに関する情報をまとめた市職員向けのハンドブックを作成し、全職員への周知に努めております。また、1歳未満の子どもを養育している全ての職員に対し、アンケート調査を行い、計画策定後の現状の把握を行っているところであります。

また、毎週水曜日を定時退庁日とすることで、子どもを養育する職員に対し、家族で過ごす時間の大切さを意識づけたり、毎月19日が育児の日であることを職員に周知し、子育てについての意識を高めるなどの取り組みも継続して行っているところであります。

職員定数の適正化や権限移譲などに伴う業務量の増加の中で、職員個人や職場を取り巻く状況には厳しいものがありますが、子育ての大切さを相互に理解し合い、計画的な休暇取得を進めていきたいと考えます。

子を持つ男性にとっても子どもの健やかな成長は、仕事と同様に大きな喜びであり、また責任を伴うものであります。男女共同参画社会の推進を行う上でも子育て環境のさらなる整備は必須であり、その中での男性の意識改革や各種制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりなど上司や同僚の理解とあわせてとても重要な要素となります。男女を問わず職員同士が子育てに関するさまざまな情報を共有し、事業主側は子育てにかかわる全ての職員を継続して支援していくという取り組みが少しずつ地域にも浸透していき、子育ての推進を通じた地域貢献に広がっていくことが暮らしやすいまちづくりの醸成につながるものと期待しております。

以上で答弁を終わります。

○26番（小山田邦弘君） それでは、ご回答いただきましたので、それに基づきまして再質問をさせていただきます。

まず、観光についてでございますけれども、あいらびゅ一号では行っていらっしゃるということで、それはまた後で教えていただくこととしてですね。私、実はカモコレをやっている中で参加者の方からアンケート等をとっておりまして、そうすると、やはり、この中に、ご回答の中にもありましたけれどもおもてなしに対して非常に評価が高い。特にあいらびゅ一号では、本当コンシェルジュの方、それからご同行されるガイドの方のおもてなしに対して、非常に満足度が高い結果が得られているというふうに思います。

ただ、そのようにして、ふれあいが生じてきて満足度が高まる一方で、この中にもございますけれども、やはり問題が生じる場合もあると。これはきょう、席にいらっしゃる皆さんお聞きになっていることですが、前回の議会と語る会の蒲生会場におかれまして、いわゆる武家屋敷通りといわれているところにお住まいの方からのご発言、質問であったわけなんですけれども、観光客の方が勝手に屋敷内に入って来られると。いわゆる背戸屋のほうまで回って来られるような方もいて、写真をばしゃばしゃ撮られることもあると。そうすると怖いし不安だし、不快だというようなことをおっしゃっておられました。どこが県内一暮らしやすいまちなんだろうというようなお話をですね、あの後も2度3度お話を伺いに行ってきたわけなんですけれども、確かに立ち入り禁止とか写真を撮らないでくださいというような案内はされているんですけれども、実際そういうことがあると。それに対して議会にも質問状という形で出しておきましたということではあつたんですけれども、おっしゃるにはですね、武家屋敷ではなかろうと。武家屋敷群とか武家屋敷のある町とかってということではなくて、武家門ということにしてもらえると外で立ちどまっていただけるんで、そのあたりは検討いただけないでしょうかというようなことだったわけなんですけれども、それについてひとつお答えをいただきたいと思います。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

今議員のお話の件につきましては、手前どものほうも承知いたしております、ご本人に対しまして、数回、これまでの経緯はあるわけなんですけれども、ご説明をいたしているところなんです、いわゆる名称を変更することで、いわゆるマナーの向上につながるのかというようなところは、またちょっと意味合いの違うところでもあるのかなというふうには感じているところでございまして、これらのマナーづくりについては、観光協会等の中心にいたしました団体等でも連携作業をする中で協議してまいりたいとこのように考えておるところなんです、文化財としての名称とか、いろんな絡みが出てくるものだと思います。呼び名につきましては、ですからそれらのことも含めて、今後とも研究、検討をしてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○26番（小山田邦弘君） 文化財という捉え方、あるいは歴史的建造物とかっていう捉え方もあるかとは思いますが、これ教育委員会になるのでしょうか。そもそもこの蒲生の麓地域には、武家屋敷と呼ばれるものはあるというふうにお考えでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 歴史的な背景につきましては、詳細を浅才非学でございますので、私が存じあげているかという問題があるかと思いますが、私の認識におきましては、蒲生のほうが島津の勢力に負けまして、その後、あの麓の地域に島津方の武士が入っていった

というような歴史認識は持っているところでございます。

○26番(小山田邦弘君) 難しいですね。っていいますとですね、私も4年前になりますか。最初のカモコレをしたときに、武家屋敷で卵かけご飯を食べるというプランを出しまして、これが物すごくあたりまして、NHKが……まあ某公共放送ですね、取材に見えまして、3日ぐらいかかって取材したんですけども、いざ放送直前になりましたらチェックで引っかかっちゃいましたと。取り直しをさせていただきというご案内がありました。それは何かと言いますと、その説明の中で、私がこの建物は120年前に建った武家屋敷ですって申し上げたんですね。そうすると120年前だと明治じゃないかということになりまして、武士はいなかったでしょうということで、放送できませんという回答だったんですね。となるとですね、今の調子でいいますと、例えば武家屋敷群がありますということでも観光地化しようとしても、某公共放送では取り扱っていただけない可能性もございます。

確かに屋敷様、建物以外全体の雰囲気として捉えるということもあるんじゃないでしょうかということを、そのときにもお話をさせていただいたんですが、やっぱり理解いただけなくて、古民家という形でそのときは放送したかと思えます。

それで地域住民とのやり取り、あるいはマスコミとのやり取り、これから観光していく場合に、実際に来たお客様が、あれ武家屋敷ってという疑問を持たれる場合もある。今後その観光基本計画っていうのを立てられる中では、やはりそこはひとつしっかりとした見解を持って打ち出されたほうがよろしいのかなという気がしてなりません。

それともう1点、これは前回どっかの場面で申し上げたことかもしれませんが、地域住民の中にもいろいろございまして、例えば蒲生地区ばかり申し上げて申しわけないんですが、どうしても観光地化されていく部分が、小学校に近いと、そうしたときに、子どもたちが毎日、大楠の周りを掃いて掃除をしてくれるんですね。その姿がかわいい、始良市でもポスターになってるぐらいですから、やっぱりよそから来られた方にとってはすごく温かい、何か郷愁を誘う場面に出会ったような気がされるんでしょう。写真を撮らせてくれという方がいらっしやると。中には、下校途中の子どもに声をかける場合があると。これは昨年も何回かそういう方がいるというので、不審者情報というようなことで、我々、PTAのほうに声がかかったということが実際にございます。そういった意味での子どもたちに対する防犯と観光のあり方について、観光基本計画を練る上でご検討いただいているのかどうかお答えいただきたいと思えます。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えいたします。

人の生活、営みっていうのは非常にさまざまなことがあって、今、議員ご指摘の観光で訪れた方が小学生に声をかけるというようなことも、まああるんでしょう。それらを含めまして、観光基本計画に盛り込んでほしいというご要望なんですけれども、今、お聞きしましたようにどのように盛り込もうかなというところを、今ちょっと考えているんですけども、要望といたしますか、考え方を整理しろというようなご指摘でもございますので、そのあたりも含めまして検討させていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○26番(小山田邦弘君) 恐らく、もっといろいろ組み込まなきゃいけない要素っていうのはあるん

だろうという気がしてならないわけなんですけれども、冒頭申し上げました1人のお住まいの方が、そうやって入って来られて迷惑してるというようなお話というのはですね、やはりどっかで聞いてあげなきゃいけない場面があるだろうと。で、あそこの地域の場合には、町並み保存条例もございますので、そのときには話を聞いてくださった機会があったわけですね。なので、今回の例えば、観光基本計画なんかをつくれる場合にも、実際にその地域の方と、もう一度話をさせていただきたい。特にあそこのエリアでいいますと、高齢な方が多かったりするわけですね。もしかしたら、次の代の方も含めて話を聞いて差し上げる必要があるのかなと。といいますのは、明らかに個人の所有財産を町の財産として観光資源として使わしていただくということだと思います。やはり、そこはこちらも胸襟を開いてお話を聞いてそれを生かしていくことが大事なのではないかなという気がしてなりません。

そういう語り合いの場としては、先日それこそ久保課長と同席したことなんですけれども、蒲生の観光交流センターの指定管理者であられるJTBコミュニケーションズさんが、おやっとサミットという名前で周辺の事業者さんと一緒になって、これからの観光をどうしましょうかというのが、懇親会形式ではございましたけれども話をする機会がございました。きっとその中に、また地域の方を巻き込んだり、あるいはこれを始良市全体で考えるような、考えるというかそこで語り合うような機会があるとまたいいものが生まれてくるのかなという気がしてなりません。

その折に、実は3つほどおもしろいヒントがございましたので、それをお考えいただけないかということで、まず、1つなんですけれども、1つは観光協会の方でございました。

観光協会は、やる気になるために、もっと自分たちで経営するような体制をとれないだろうかということで、これは市長にお聞きしたいんですけれども、最近、観光協会を株式会社化したり、財団法人化したりというような動きもあるわけですね。他市の中によって、始良市観光協会の育成についてどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず観光協会のお話を申し上げる前に、麓地区を含めて蒲生の観光ということの考え方ですけれども、始良市になりまして観光面で脚光を浴びている地域はまさにその1つが蒲生地区であろうと、大楠を含めてこの武家門群ですね。武家門群でいうと問題はないのではないかと私は思いますが、要するに、帖佐地区においても加治木地区においても空襲を受けたという歴史がございまして、歴史的なそういう建物が残ってない。そういう中で蒲生地区にありがたいことに残っていただいたと、このことが旧町時代に整備もしっかりかけていただいたことで、始良市の大きな財産になっているというふうに思います。

そういう中で、観光に対する考え方ですけれども、同じように古い建屋が残っている宮崎の日南の飢肥ですね。これは挨拶が非常にいいということの中で、そういう、非常に観光客にも歓迎をいただいでいて、この前JRの社長の唐池さんの話を聞く機会があったんですけれども、高く彼も飢肥を評価いただいたということを考えたときに、私としてはそういう歴史的なそういう建屋群が残っているということから、やはりしっかり住民の方々にも逆にご要望して、どこまでをご協力いただけるかと。私は比べたときに、決して知覧とか出水に引けを取るとかそういうことではない、すぐれてる武家門群であるというふうにも感じますので、その辺を次の計画をつくる中でしっかり住民の方々のご要望、ご意向も聞き入れながら、一体的にやっていく必要もあろうというふうに思います。

そして、観光協会のことでございますが、いろいろと蒲生地区にある従来から整備をしておいた施設等々の運用についても、ルールが確定をしてないことから運用が図られてないということもござい

ますので、そういうことを含めて、この観光協会の方々には積極的に活用いただけるように活動いただきたいと。そのことについては、市としても全面的に支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○26番（小山田邦弘君） 2つ目の、まあ3つ目はアイデアみたいなお話なので、あわせてあれなんですけど。

今、飢肥のお話が出ましたけれども、飢肥は確かに街歩きしやすく、楽しく街歩きできるようになっていますね。例えば始良市の中をめぐろうとした場合も、我々、カモコレをやってても、最終的にそうだよなって思うんですけれども、要は観光事業者さんのやる気がどこまであるかどうかというところがあって、本当に観光で食っていけるのかというふうに思えるかどうかというのが非常に大きなところなんです。今まで要は地域経済の中で生きておりますから、それが観光という流動的なお客様の中での経済で生きていけるのかというところがあるわけですね。そうした場合に、市として観光事業で生きていこうとする人たちを支援する。あるいは実際にもう観光事業者と登録されているような方を支援するような施策を用意するお考えはございますか。

○市長（笹山義弘君） 今、観光基本計画を策定中でありましてけれども、そのいろいろの審議、そしてルールづくり等々も今、協議を入っていると思いますけれども、その前に、今、議員がご指摘のように、いろいろのかかわる立場、お招きをしていただく立場の観光事業者という、そこをどこまで広げるかということではありますが、私がカモコレの皆様の活動を見ている中で、私は蒲生の成功は1つは、企画される側、そしてそれにかかわって参画いただいて、事業参画いただく方。そしてそれを支えるというメンバーがですね、複合的というか一体的に取り組んでいただいていると、このことが長続きしているし、今、非常に話題性を高めていただいていると。お店についても、食を提供いただくお店についても地元の方でなく蒲生が好きで住んでいただいている、そういう方々が積極的に割とかかわっていただいているんじゃないかと、上の蒲生橋の問題についてもですね、そのように私は見ております。そういうことから、その蒲生のよさを生かす、そういう仕組みということについては、今回、またカモコレについても、3年間の補助事業を延伸して市独自でやるということにしましたので、これらの組織も一人立ちをしていただく中で、私どもが今、目指している観光の基本計画を策定の中にしっかり入っていただいて、持続可能な形を模索していくということになるというふうに思います。

○26番（小山田邦弘君） 蒲生に限らずですね、始良市の中で観光を進めようという人をぜひ応援していただきたいなという思いがございます。

それと3つ目は回答は必要ないです。

今、テレビでも、あまちゃんすごく人気になっておりますけれども、ご当地アイドルとか、まあ始良市ではありますご当地キャラとかいうのがありますけれども、最近、街歩きをする人たちっていうのは、スマートフォンお持ちの方多いですね。それで撮ってすぐその場で情報発信するというふうになっています。そのスマートフォンの特徴というのは、要はアプリといわれるやつですけども、最近ですね、地域アプリとかご当地アプリっていうのがありますね。近くでいいますと、人吉、球磨のやつは物すごくよくできておまして、あれ入れてしまうとなかなか消さないですね。だか

らずっと残ってしまうので何回も来てもらえると。特に、始良市の場合には、あいらびゅー号で一度来ていただいたお客様にもう一度来ていただこうと、そのリピーターに対するどんだけの満足度を高めるかということが大事であろうというお話がそのときにもありましてですね。そうすると2回目来られたときはコンシェルジュもガイドもないわけだからそうやって自分で歩けるようなアプリみたいなものがあつたらいいよねというお話がございましたので、そのあたりもぜひご検討いただければというふうに思います。

では、2つ目の質問の交通安全に入りたいと思います。

私も、交通安全協会に入っておりましたり、あるいはいろんな場面で始良市内、まあ鹿児島県内の交通安全の状況を耳にする機会が議員になってからふえたわけなんですけれども、私、議員になりまして、とにかく喫緊の課題だっと思ったのはこれでごさいます、もうこんなに危ない。危ないわけですね、特にお年寄りの事故がふえているっていうのは、これは何とか歯どめをかけなきゃいけないんじゃないかなあというのが実感としてあつたものですから、今回、質問として上げさせていただいたわけなんですけれども。そろそろ、そうですね、この24日で私も75になる父がございまして、だんだんやっぱり足腰弱くなってきています。で、どうかなって思って一緒に歩いてみたんです。実はこの辺も一緒に歩いてみたんですけれども、私では何とも思わないところで立ちどまったりするんですね。どうして立ちどまったのかって聞いてみると、怖いって言うんですよ。何が怖いのかって、要は車が来たりするから怖い、で立ちどまるらしいんですけれども、要は側溝のふたとかあればよけられるのに、ないところが多いと言ったりするんですね。確かに言われてみると、側溝のふた程度といえ程度なんです、それだけでも恐らくお年寄りというのは安心を得られるんじゃないのかなという気がしたんです。

で、ああそうか、やっぱりお年寄りの目線は大事かなと思ひまして、今度、ご近所のおばあちゃんまで歩いていच्छる姿を見かけてちょっと声かけてみました。というのは、細い路地なのでそんなに車も通らないところなんです、真ん中を歩いていच्छいますよ。おばあちゃん、真ん中だつていうんで危ないよって。どうして真ん中を歩くんですかというふうにお聞きしてみました。そうするとですね、端っこ歩いたほうがいいですよというふうに言つたら、端っこは水が流れるように下つているのよと。そうするとこう斜めになつちゃうらしいんですよ。歩きにくいっておっしゃるんですよ。もともと膝が痛いのに片方に重心がかかると。これは、若い元気サイドは恐らく読み取れない情報なんです、道路の。

で、いろんな対策をとっていただくというのは非常にありがたい話なんですけれども、例えばですね、よく都市部のほうでございまして、ハンディーキャップといわれる方ですかね、車椅子で通れるところはどこかみたいなマップづくりみたいにする場合がございまして、あれと同じように、お年寄り目線で道路の状況、ここは危ないよとかここは修復してもらつたほうがいいよというふうなお年寄り目線での点検活動というものはできないものではないでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

この前、神村議員からもございましたが、バリアフリー法ができて、平成12年に、その後バリアフリー新法というふうなことで、移動系の円滑化ということで、身体の悪い方といいますか、高齢やその方が通りやすい公共施設ということで、改築する場合はそれをもとに高齢者や身体の弱い方に対しての改修工事をするように義務づけられております。

この道路の蓋板の敷設関係、維持関係につきましては、前もちょっと答弁で申したと思いますが、年間100件ほどの要望が道路関係でございます。逐次危険度の高いところからやっている状況でございますので、改良工事をする場合にはそういう点を含めて事業実施しているところでございます。

○26番（小山田邦弘君） そういった目線で、改良等がされていけばですね、きっと安全な道路、安全な町になっていくんだろうなという気がいたします。とにかくふえていらっしゃるわけですね。特にふえていらっしゃる中でも、ここの中で歩行者ということもありましたけれども、シルバーカーみたいなので移動される方も非常に多くて、用水路等も結構、脇をすり抜けるように移動されていらっしゃるんで、そのあたりもまた検討いただきたいなというふうに思います。

私はキャンペーンという言い方をしてしまったんですけれども、ご回答の中でいろんな場面において積極的に防犯教室を推進していきますということなんですけれども、私も交通安全協会のほうから声かけてくださいというふうに言われて、いろんな場面でお年寄りが集まられるところでは、実はこんなして始良市は多いんですよというお話したら、皆さん驚かれるんですけれども、なんせ市長がいろんなところで本当、これは大変な問題なんですということで、声をかけていただけるのは非常に効果大きいんじゃないかなという思いがいたします。

ぜひトップセールスとして、いろんなところで始良市を宣伝していただくのも結構なんですけれども、地元の中でお年寄りに声をかけていただいて、またいろんなところで交通安全の旗振り役として、市長にまた頑張っていただきたいというふうに思うわけなんですけれどもいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 私と比べて小山田議員お若いのでおわかりにならないと思うんですが、私もたまに運転することがあるんです。普段はしないんですけれど、そうしますと、上手にとめたと思っておけると、随分横が空いているんですよ。後ろもびしゃっととめたと自信を持って見てみると随分後ろが開いていると。それだけやはり感覚も鈍る、そして技量も落ちてるんだというふうに思います。そういうことから、やはり必要である方に免許を取り上げたり、無理にそういうことはいけないと思いますが、やはり技量にあったとか、自分をやっぱり知って、そして必要に応じた運転なり歩行なりを考えていただくということが大事じゃないかということで、一方では福祉の関係からしますと、ひきこもりに絶対にしてはいけないということがありますので、そういうことも含めて、生きがいをどどのようにしていくかということも含めながら、このことは皆さんに、まず生きがいを持ってお暮しいただくという、元気をさせていただくような話をする中で、交通事故対策ということについても、右を見て左を見てもう一回右を見てくださいというようなことも必要だと思いますのでさせていただきますというふうに思います。

○26番（小山田邦弘君） それでは、3つ目の質問の再質問をさせていただきます。

子育て支援なんですけれども、今回、子育て基本条例もあったりして、幾つか似たようなところで質問が飛び交っているようなんですけれども、私は、実際子育て支援をしていただいている立場でもあるわけなんですけれども、そもそもこれが一体誰のためのものなのかというふうに感じるころもあるわけなんです。例えば、今回の会期中にも、先ほども出ましたけれども、子ども医療費の話なんかです。やや今回出てきた中ではマニフェスト等生々しいところでお話があったわけなんですけれども、基本的にはこれは子どもの健康増進のためにあったりするわけなんです。ところがですね、

私、PTAなんかで聞いていると、例えば前にもお話しましたがけれど虫歯の治療率っていうのはなかなか上がってこないんですよ。で、今回、例えば私が今かかわっている中学校のPTAなんかでいいますと、PTAの目標にこれが堂々と掲げられたりするぐらい上がってきてないんですね、数字。実際に。

ということは、子どもの健康増進に対して、子どもの支援策はあまり有効に働いてないのかなというふうに思ったりもするわけです。というのは経済的には、まあもちろん窓口でということは難しいということはわかりましたけれども、経済的支援が後であるとしたとしても上がってこないっていうのは何なんだろうと。よく言われることですがけれども、子育て支援なのか、子育て支援なのかっていうようなところだと思うんですが、ちょっと調べてみますと、子育て支援という言葉が国の政策上使われるようになったのは1990年発行の厚生白書だそうです。そのときの定義というのが、支援されるのはやはり対象は親であるというふうになって、それが徐々に徐々に変わってきておりまして、最近では、親及び家庭における子育て機能に対して、家庭の外、私的、公的、社会的機能が支援的にかかわることというふうに言われるようになっていて、だんだん親だけじゃないところに目を向けましょうよというふうになっていると。で、まあまだ、例えば先ほどの医療費の話でいうと、まだできてそんなに時間がたっていない施策ではございますけれども、そうやって子育て支援の概念自体が広がっているわけですから、例えば見返したり、見直したりするときっていうのはもしかしたら親じゃなくて子どものほうから見直していくという必要もあるのではないのかなという気がするんですがそのあたりどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） やはり、先ほど来、各議員からもいろいろとご提案いただいているところでございますが、この子ども医療費の現物支給の問題につきましても、県がそのような制度を敷いている以上、子ども単独で支給した場合には、ある意味ペナルティ的に来るということがありまして、まあ財政の問題も伴うところでございますので、これはなかなか悩ましい問題でございます。

しかし、議員がご指摘のとおり誰のための政策かと言われると、大変厳しいところでございます。今、虫歯の治療率が上がってこないというご指摘もございましたので、それらも含めてその合併前の措置をしてなかったとき、どの政策をしたときの数値がどうなっているかということも含めてですね、ちょっと検証させていただきたいというふうに思います。

○26番（小山田邦弘君） その子育て支援という概念自体が広がっているという意味でいうと、いろんな捉え方があるわけで、例えば、ここの中にもある保育施設あるいは学童クラブなんかもそういったものの一つに入ってくるわけなんですけれども、これは子育て支援なんです。例えば、子育て支援という立場から見るとですね、実は、本来は親と過ごすべき時間をとっているという見方もあるようなんですね。だから、じゃあ親と過ごす時間をふやしてあげましょうという支援という形で、次の質問にあったような男性の育児への参加を促進していきましようとかっていうような議論が出てきていると。

実際に、始良市においても、今そういうプログラムが動き始めたということなんですけれども、実際例えば昨年、男性職員の中で育児休暇というのを取られた方がいらっしゃるのか、あるいは育休というのを取られた方がいらっしゃるのかどうか。そのあたりをお願いいたします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

男性職員の中では24年度10名の職員が看護休暇ということで取っておりますが、詳しくは担当課長に述べさせます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課長の松元と申します。よろしく申し上げます。

お答えいたします。

今、総務部長が申し上げましたが看護休暇という制度もございまして、その中は半分が10名、全体で18名取っておりますが、中10名男性職員が取っております。

議員申されました育児休業につきましては、合併以降まだ実績がございません。ただ旧町時代、男性の育児休業取得というのが1件ございました。

以上です。

○26番（小山田邦弘君） ないそうなので、ぜひ。男女共同参画社会を推進している始良市でございますので、少しふえていったらいいかなという気がいたします。

ご回答の中にもあるわけなんですけど、まあ休みをとるわけですから、やはり上司や同僚の理解というのは非常に大切なんだろうというふうに思います。実際、ここで数字を、私の知っているPTA会長さんでございます。

実は、PTA会長って充て職が多ございまして、前回は申し上げましたけども、10個あるそうなんです。充て職で、で、5月6月、総会続きでもう大変だと、同僚に言うのも恥ずかしいというぐらい多いわけですね。多分、同僚の方も本当、事業主、雇用者側、大変だと思うんですが、この数を実際にお聞きになって、市長、どのように思われますか。

○市長（笹山義弘君） 私のことを言うのもなんですが、私もそのとき当時は家内からうちは母子家庭だと言われました。それぐらいにいろいろ業務が多いということもわかっておりますが、しかしその一方では、そういう役目を担っていただく方がおればこそ組織というのは成り立っていくということですから、その方だけに過度の負担をかけるということではなくて、全体で、組織ですから支えていくということが大事ではないかというふうに思っております。

○26番（小山田邦弘君） 市長がそういう方でよかったと思います。実は先ほど申し上げましたPTA会長さん、こちらの職員でございまして、上司は市長でございましたので、多分安心してPTA活動できるかと思えます。

本当にですね、ちょっと愚痴っぽくはなってしまうんですけども、そのくらいいろんなものが集まってきてしまうところでございます。特に市役所関係もいろんな外郭団体等からお声がかかるところが、交錯してくるところがあって、なかなか次のPTA会長さん探すの大変な思いをされていると思います。できればそういったところで統合したり、行事を一緒にすることによってできるのであれば、そのあたりもぜひ庁舎内で行える、横の連携で対応できるものであれば、ぜひそこを調整していただくと、それもまた子育て支援につながるのかなという気がしております。

今回、笑顔づくりということを出しましたところ、何を聞かれるんですかという、非常に心配をいただいたんですが、最後、あまり難しい顔されるので、何回か笑顔を返していただいたところで、私

の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（玉利道満君） これで、小山田邦弘議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
午後からの会議は1時からといたします。

（午前11時57分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、3番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○3番（湯元秀誠君） 登壇

食後の、非常に皆さん気分がゆったりされているときに質問の順番になりまして、本当は昼前がよかったですけれども、希望どおりいかないものでございまして、午後1番になりました。まぶたがくつつかれる方、そのままお静かになさってくださいでも結構ですが、私も質疑がたまたま聞こえなくなるときがございまして。

今回、2つの質問事項を出しております。けさほど答弁書をいただきまして、若干血が騒いでいるところでございまして。

質問事項の第1番目でございますが、斎場の設置場所は再考すべきという事項で出しておりましたが、第3次実施計画に27年度から斎場建設に関する計画が提示されております。現在の施設の老朽化などによる建設の必要性は私自身は理解できるところでございまして。

質問事項の要旨1、現在の斎場の道路反対側の市有地に建設予定と説明を受けておりますが、設置の場所として、本当にふさわしいと考えていらっしゃるのか、真意を伺いたい。

要旨2、「合併したことによる市民の幸福感とは」と思うに、人生の終焉を迎える場所としてまた家族の方々の悲しみなどを癒す場所として、冬は日当たりも悪くあまりにも寒々しいところだと、現在のところの位置は感じますが、現在地より計画が、現在地よりもより快適、最適地と考えていらっしゃるか伺います。

要旨の3、場所選定には広く市民の声を聞く必要性もあっていいと思うがいかがか。

要旨4、最近の出来事に、斎場近くの道路の土手に、斎場に向かうマイクロバスが激突して多数の負傷者が出ました。親族の悲しみに加え、あまりにも悲惨な事故でありましたが、今後においては広域的有事が発生したとするならば、狭く行きどまりに近い今の進入路の道路事情で機能するのか疑います。斎場建設と道路整備はどのように進めるのか計画を示していただきたい。

要旨5、合併直後に山田口、木田への道路新設を提案、質問いたしましたが、答弁ではできないということで否定されました。しかし、その後の総合計画に中部横断道路の名称で浮上してきてまいりましたが、私にとっては期待していたとおりのことになりまして喜ばしいことではございました。この中部横断道路の延長線沿いの日当たり、見晴らしのよい場所に設置すると理想の斎場になると提案いたしますが、どうでしょうか。

質問事項の2、産業振興と道路新設について……だったかな。（発言する者あり）

開発と道路新設について。途中、私がいじってますので、それを持ってまいりまして申しわけございません。

始良市は合併して今日まで順調に帆を進めていると市長は会あるごとに発言されております。合併してさまざまな問題、課題を抱えてしまった市町村がある中、コンパクトな機能の高い始良市は合併した市町村の中においては理想的な市と言えると思います。

今後は、市の全体についてもバランスよい理想郷に発展させなくてはならないと思いますが、そこで要旨1、合併の効果とも言える企業誘致も順調に進み、ほかの市町村では用地処理ができず公社の解散、廃止が進む中、始良市は公社の実績もよく、企業、住宅誘致の確保が今後必要とのことであり、将来人口の増を目指す宅地分譲、企業誘致の確保は、今後どのような政策で進めていくのか伺いたいと思います。

要旨2、計画を進めようとしているスマートインターチェンジよりトンネルの計画のある伊集院・蒲生・溝辺線へつなぐ吉田を境とする山の里沿いに産業の振興を図る目的のある始良市の西側を縦断するといいますが、そのような道路の新設ができないか伺いたいと思います。

要旨の3、市側の積極的な将来志向と土地所有者や周辺住民の理解がないとこの話を進めることは難しいとは思いますが、投資的、経済的効果、住民の意向調査などはできないか伺いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の斎場の設置場所は再考すべきについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

火葬場の候補地につきましては、平成24年第4回議会定例会でお答えしましたように、副市長と関係部長による候補地選定委員会を開き、市有地3か所、民有地5か所、合計8か所の候補地から4つの評価ポイントにより選定いたしました。

1点目は利便性かどうか。2点目は学校、病院、密集した住宅などが近くにないか。3点目は用地取得が容易にできるか。4点目は造成費、用地費など建設コストが多額にならないかの項目で、調査検討いたしました。

その結果、新しい火葬場の建て替え場所につきましては、現火葬場の道路真向いにある市有地を候補地に決定したところであり、設置場所としてふさわしく最適地であると考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

候補地決定後に、周辺の鍋倉及び納屋町の自治会長と2回ほどお会いし、火葬場建て替えへの協力依頼と、現火葬場の真向かいの市有地を候補地として今後作業を進めたい旨の説明をいたしました。火葬場などの施設の設置については、敬遠される傾向が根強く、場所選定後のトラブルなどを考慮し、行政側で選定いたしました。

4点目のご質問についてお答えいたします。

火葬場へのアクセス道路につきましては、総合計画や都市計画マスタープランで計画しております中部横断道路の新設や周辺市道の新設改良を行い、利用者の安全や利便性の向上を図ってまいります。

なお、中部横断道路につきましては、今年度、路線の概略設計を行うこととしております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

火葬場の候補地については、さきにお答えしましたように、現火葬場の道路真向いにある市有地を

候補地に決定しておりますので、ご質問の件については考えておりません。

次に、2問目の開発と道路新設についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、始良市土地開発公社は須崎公共用地、平松物流用地などの工業用地を初め、西之妻事務所・店舗用地、また船津地区の宮田ヶ岡タウンほか7つの住宅用地を所有し、企業や市民の皆様の要望に対処しております。

最近では工業用地を例にとりますと、須崎公共用地が残り5区画、平松物流用地が残り2区画と販売できる区画数が少なくなってまいりました。また、企業のオーダーに柔軟に対応できる用地が不足しつつあるところです。したがって今後は企業の要望に対応可能な面積を確保できるよう、将来の整備を見据えたインフラ整備を行うこと、さらに企業が立地することにより地域の活性化が見込まれることを考慮し、土地開発公社との連携を一層密にして、積極的な用地確保を進めてまいります。

2点目と3点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

スマートインターチェンジから幹線道路へのアクセス道路といたしましては、国道10号へは市道錦原線を、県道十三谷・重富線へは市道鍋倉・触田線及び市道サービスエリア線を延伸する新設道路を計画しているところであります。

ご質問のスマートインターチェンジから新設される県道伊集院・蒲生・溝辺線へのアクセスは、現在改良工事が行われております県道十三谷・重富線を利用することとなります。

また、都市計画マスタープランでは、始良地域と蒲生地域の市街地を結ぶ市道森・船津線、高樋・春花線、下久徳・船津線、竜城線を都市幹線道路として位置づけているところであります。現在、下久徳・船津線で、過疎対策事業により、道路改良工事を年次的に行っているところであります。

このようなことから、現在のところスマートインターチェンジから県道伊集院・蒲生・溝辺線に新設されるトンネルへの接続道路の新設は考えておりません。また、投資効果、住民の意向の調査につきましては、計画しておりませんが、今後、市長と語る会などの機会を捉えて、ご意見をお伺いし反映させていきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○3番（湯元秀誠君） それでは、2回目の質問に入りたいと思いますが、最適地と斎場の件については計画地が最適地として考えていると。変更はもう絶対にないと明言できますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 回答のありましたように、候補地としては考える考えはございません。以上です。

○3番（湯元秀誠君） 最適地として、最適地として考えてるというお考えには、変える考えはありませんか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 火葬場の候補地についての決定に至る経緯といいますか、若干説明をさせていただきますけれども、まず、この斎場が昭和48年に建設されたということで、議員のほうも老朽化については理解をするということなのですが、それとあわせて炉の、火葬炉が今3炉あります。その中で、平成6年に入れかえをしたんですけれども、その耐用年数が大体、炉というのが一般的に16年と言われておりまして、大体、耐用年数を過ぎているということで、今、年次的に保守点検しな

がら何とかやっている状況にある中で、非常に緊急性のある火葬場の建設については、緊急性のある大きな事業ということもありまして、実施計画にありますように平成27年度から29年度にかけてということでございますので、いわゆるその緊急性を含めた意味合いで、候補地については最適であるというふうに考えております。

以上です。

○3番（湯元秀誠君） 評価ポイントが4つ、これだけに絞って場所選定をされたですよ。

昔のことと言えば何ですが、私が中学校3年のとき、上の姉が亡くなりました。急性白血病ですね。土葬でした。私、中学校3年、まあ多分、姉が亡くならなければ私はここにはいないと思いますが、そのぐらい、父母のこのショックというんですか、土葬の場合、お墓に行って毎夕方、行って泣くんですよ。1か月も2か月も。そういう光景でした。この間、ちょうど10日ほど前に94歳の年寄りのおじいさんが亡くなられてまして葬式に行きましたら、家族みんな悲しんでおりました。一人の若い青年も泣いておりましたが、誰だろうなと思いつつ見ておりましたが、私が20代のときに2つ年下の青年、農業青年がちょうど嫁さんをもらって子どもが生まれて、日が晴れて里帰りにして、お産に里帰りして日が晴れて、きょうは嫁と生まれた子どもを迎えに行くという日に、午前中、田んぼの休耕田にしてあった田んぼを耕して午後から迎えにいこうと張り切ってますね、その前に私は会って話をしたんですが、物すごい喜んでおりましたが、トラクターの下敷きになって死にました。葬式するとき、ちょうどそのときはもう火葬場が完成してましてね。その亡くなったお母さんが、霊柩車が木戸口、道路に出るときに、家にいなさいということであったんですけども、はだして走っていかれてまして、それで火葬場に行くんだということで行かれました。それで泣きじゃくって、もうじだを叩きながら連れていくというようなことだったですね。で、火葬場に行かれましたが、私などは迎えるほうでしたけども、帰っていらっしやったときの表情と、行かれるときのあの無残、悲しいんですか、非常に悲惨な状況を見てですね、火葬場というところはすごいところなんだと。ここまでも顔やら、その人の気持の精神的なメンタル的なところまでも変えるところなんだと、あの泣きじゃくったお母さんの姿は帰ってこられたときはありませんでした。吹っ切れたんでしょうね多分、火葬場で。うちの姉は土葬で、自分が墓のところの足元の下に、生身の体ちゅうんですか、まだそのまま死体があるわけなんです。片や、骨になって帰ってくるのとは違うんですよ。そのくらいメンタルなところがすごく作用する場所ですね、火葬場は。そういうポイント。いろんなところのポイントを入れるべきではないですか。世の中には、陰と陽がありますが、この後の答弁でも出てきますが、陰と陽、市長、火葬場は陰ですか、陽ですか。

○市長（笹山義弘君） 人間の死というのは、生まれると同じぐらいに死の尊厳という言葉がございます。ですからそのような言葉ではあわせないというふうに思います。

○3番（湯元秀誠君） 最終処分場が加治木にできましたね。あれ溝辺がつくる、いや、加治木がつくるって引き合いがあって加治木が道路をつくるからってということで、加治木に最終処分場をつくりましたね。笹山市長のときに、道路はつくるからという口約束でできたのに、お金を出せという。これ、今、斎場が合併しなければどうですか。その緊急性はありますか。多分ですね、負担の出し合いを、みんな、ボールの投げ合いをやって決まっていけないですよ。急ぐ必要ないですよ、だから。何が緊

急性がありますか。3年、5年は持ちますよ、まだやれば。適正な、的確な、広く市民の声を聞く場所に、求めるところに、場所につくったらどうですか。マイクロバスがぶつかって、あそこで葬式に行く人々がけがをする場所。ましてや行きどまりに近い。あそこから先は普通乗用車しか行けませんかね。後でつけられたんでしょう。横断道路が、中部横断道路ができるのが後でしたか。この斎場建設の計画が、場所が決まったのが先ですか、どちらですか。

○市長（笹山義弘君） まず、一部事務組合時代の最終処分場のお話をなさいましたので、私もその当事者でしたのでご答弁申し上げますけれども、私の考えとしては、当時は菖蒲谷線が大変狭隘であるということから、平谷線が、もしがあったらごみが搬入ができないじゃないですかということで、これはこのことについては一部事務組合でしっかり整備をするべき話ではないでしょうかという提案をさせていただいていたとここでございまして、現に豪雨のときに、平谷線が一時不通になったということもあることから、今回、菖蒲谷線が整備されて。普段は通行しませんけれども、もしものときはどうしてもお願いしなきゃならないだろうということは考えます。

また、今、道路計画のことと、この斎場のことということについては、都市計画マスタープラン等々の見直しをする中で、それぞれの町で計画をしておいた計画が1市として一体的な整備を図るということの構想になりまして、その中で出てきた構想でございまして、時期が全然違うというふうに思います。

○3番（湯元秀誠君） 市長は、私の考えと全く違うんですね。道路は新しくつくるというのはどういう要素を盛り込む、どういう機能を果たす、どういう期待がかかる、そういう道路にする必要はないんですか。市長。

○市長（笹山義弘君） 道路の役目というのはおっしゃるようにいろいろあろうと思いますが、都市計画をつくる際のいろいろとしたときに、その旧町時代でそれぞれの町が整備していた道路が、例えば効率よく結ばれてない。また各本所から総合支所への連絡道路としての整備を改めて図るとしたときに、旧町時代をそのまま引き継いだ計画ではうまくいかないというようにいろいろあろうと思いますので、そういう視点から計画は進めているというふうに認識しております。

○3番（湯元秀誠君） 道路の定義やら、一部事務組合のこと掘り返して言う、私はその論点に持っていくつもりは毛頭ないんですが、斎場はですよ、みんな喜ぶのかな、あそこで、私が陰と陽がありますよねということで、この質問事項の中での答弁で、私は質問で広く市民に、市民の声を聞いたらどうですかというのに対して、あその地区の集落のことだけしか触れてないですね。みんな、あそこはもう間違いなく、始良市民一人皆行きつく場所なんですよ。また、親族の方が何回か足を運ばれるところですね。施設によっては一回も行かない場所がありますが、あそこだけ行かないかんとですよ。広く市民の声を、じゃあ聞く必要はないということで捉えていいですね。

○市長（笹山義弘君） まず、火葬場整備のことにつきましては、私も市長選をさせていただく中で、いろいろ市民にお声を聞いたところでございます。その中で、施設が大変老朽化していると、この施設で最期を迎えるのは忍びないという多くの市民のお声をいただいて、私もその掲げる政策の1つと

させていただいたところでございますが、仮にこの施設、そうはあってもなかなかデリケートな課題を抱えている問題でございまして、この候補地の1つが仮にですよ、まあ例えば湯元議員が候補地をこういうところがあるぞと、地域住民の賛同もいただいているこういう適地があるからぜひ考慮してほしいということがあるとするれば、そういうことは可能かと思いますが、非常に背景にデリケートな問題を抱えているだけに、なかなか難しい問題ではないかというふうに考えるところでございます。

○3番（湯元秀誠君） 斎場、いろんなところに行かれたことありますか、斎場は。国分にもありますね、斎場が。どうですか、ほかの斎場の場所として墓地公園を兼ねた火葬場もありますね。陰湿な感じは何もないですよ。まあ建物をホテル並みの立派なものをつくりなさいとかそういう求め方、市民もしてないと思いますね。せめて環境の快適なところ、やはり人生の最期を迎える場所として、ここなんだなと。また皆がそこで言葉を交わしながらその人のことの思いを語りながらでも悲しい人は景色を眺めるであろうし、いろんなことが想像できますよね。

そういう場所が求められるんじゃないですか。

人と話したくない悲しさにあるときは、皆景色を見たり遠いところ見ますよ。ましてはこれはあつてはならんことですけども、仮にですよ、私が言いましたように大地震でも起きたり、あそこ津波対策できますか。海拔何mですか。背戸になっていますよね。背戸になればなるほど津波、高さが上がるわけでしょう。

あの高速道路のボックス、あれ拡張できますか。教えてください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えする前に、火葬場に関する法律がありまして、いわゆる墓地埋葬等に関する法律がございまして、

その中の第1条に火葬場のあり方ということで、国民の宗教的感情に適合し、かつ公共の福祉、公衆衛生上支障のないように管理運営するための法律を設けたというのが最初のくだりにございます。

先ほど、候補地の選定の理由に、4つの理由ということで候補地を挙げたんですけども、この法律のこの最初のくだりをよく考えてみますと、当然、その候補地の場所の環境も当然のことなんですけれども、もう一つは建物ですね、屋形についても国民的、宗教的国民的感情ですね、これに配慮する建物をつくるという意味合いも入っているのではないかとということで、さっきのPFIの可能性調査のときに、図面まで出てきておりまして、環境の問題とかあるいは遺族の癒される空間とかですね、あとはあるいは個人の尊厳を守るような、そういうバリアフリーとか、そういう視点で建物を考えておりますので、そういうことで候補地の環境もさることながら、建物の環境、それをあわして、いわゆるふさわしいというふうに最終的に判断されるべきものというふうに考えております。

それから、津波等のお話もありましたけれども、法律上は土砂の溪流のそういう危険区域とか、そういうところについては避けるようにというようなこともあります、特に今の候補地については、そういう意味では法律的には支障はないというふうに考えております。

それから、住民への周知なんですけれども、答弁では自治会長へという答弁してるんですけども、今後のスケジュールを若干申し上げますと、この施設はいわゆる都市計画の決定をしなければいけませんので、始良市の都市計画審議会にかけるわけなんですけれども、その前に県との事前協議があります。その県との事前協議の1つの要件として、住民へ説明をしたかという項目がありますので、次のステップとしては周辺住民への説明をして、その後、始良市の都市計画審議会の中で縦覧という形

もありますが広く市民に意見を聞いて候補を決定するという流れになっております。

以上でございます。

○3番（湯元秀誠君） 道外れたことをしてるとか、そういうことを私言っていますか。わかっていますけれども、どういう手順でどういうものがあるというのもわかっていますよ。あなたが今、答弁ですが、首長が市民が一番望むところにつくろうやと言え、それでまた検討すればいいじゃないですか。何でそういうことを並べ立ててあそこにこだわるのかというんです。

多分、議員の皆さん方もですね、まあ何人か私を嫌う人もいらっしゃるでしょうから、同感はできないという方もいらっしゃると思いますが、私は7、8割はあそこではふさわしくないと、みんな思ってるんじゃないかなと思いますよ。

職員の方はどうですか。よかところですか。まあいいです。そこをしてすればですね、ただもう一回言いますが、広く市民の声を聞く考えはありませんと、そこだけ教えてください。おっしゃってください。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員もご質問の中で提案をいただいておりますが、その沿線上に考えたらどうかというようなご提案もいただいておりますので、そのような類したことで、この沿線上に議員に限らず、しっかりと法に基づき、こういう適地があるが考えないかというご提案があれば考えないことはないということでもありますけれども、しかし、それが種々の法律、その他のものでかなっている適地であるということがしっかり補填されない限りはそういうことにならないというふうに思っているところでございます。

○3番（湯元秀誠君） また私が言ったことに関して違ったのが出てきましたね。

再考する考えないかというところが1点絞りのことです。ですからポイントが4つが、あと2つ、評価ポイントが2つ足りなかったとすれば、再考できるわけです。4つに絞っていくと、一部の人が考えて一部の人がそれを決めていくということになるんですね。議会はそれ以上はできないから容認していくしかないと思う。今のよんなけとか、あそこを見てんめとか、必ずありますよ。

まあ、これは後の問題にもかかってきますけれども、できましたならば、広く意見を聞いてですね、もう一回、今のところを決めたことに関して、云々じゃ、もう言いません。しかしもう一回広い観点から見て、斎場の位置を考えてみては。どうですかもう一回。今のところも含めて、最適地と言われるんだったら最適地はいっぱいまだあるということですよ。

○市長（笹山義弘君） その最適地の候補がお考えがあられるとしたら、お示しをいただけると検討ができるということでございます。

○3番（湯元秀誠君） わからんですね、あんたは。

道路をつくる。こういう機能のある道路をつくりたいという、あそこをいいち言っていますがね。その沿線上につくったらどうですかということですよ。そっから先はまたおたくなんかの仕事ですよ。どこがいいか悪いか。あの沿線上で。できますよ、みんな知恵を絞れば。

じゃあ議員が、我々が言えば決めていけますか。ここと言えば。はっきり言われますが、どうです

か。

○市長（笹山義弘君） 私が申し上げてますことはそういう適地、例えばですね、心情的に最期を迎える場所でありますので、例えば錦江湾を眺める展望のいいところという、非常にお墓をつくるにしてもいい場所であろうというふうに思います。

しかしそういう願う、そういう希望する土地が、現に現有しております、種々の条件を満たすそういう土地があるとすれば、もう最適地であろうというふうに思いますが、そういうことはなかなか難しいことですので、そういうことから申し上げているわけであります。

○3番（湯元秀誠君） 4点目のとこの答弁で、今年度路線の中部横断道路の路線の概略設計を行うところですが、ここで一考できないですかね。

○市長（笹山義弘君） この中部横断道路の構想というのは先ほど申し上げましたように、加治木・川内線が、非常に混雑しておるといことも含めて、まあこの加治木地区と始良地区、その延長には蒲生地区があるわけですが、そこを結ぶ構想的な道路とした場合に、どのぐらいの費用が必要となってくるのかというようなことの基礎をとるためにはこういう概略設計しないといけないということですが、そのこととその周辺、まあ当然道路は通っていくわけですけども、先ほど言いましたことから、そこにそういう、ここにそういう施設をつくるにふさわしい全部法にかなった土地があるということのお示しがあれば検討させていただくということになろうと思います。

○3番（湯元秀誠君） 概略設計なるものはもう全部業者任せなんですか。現場を補佐しながら担当やら職員の技術者がいますが、そういう人たちが補佐して、まあほんの粗々した案かもしれませんが、そういう素案をつくって概略設計、またそういう附带条件、さまざまな条件をつけながらでこういう設計にしてほしい、こういう道路の機能を持たせてほしいという要望を入れての概略設計を出されるんじゃないですか。全くもう丸投げ、こっからこっずい道路をつくってくれと、設計をしてくれと、粗々の概略を出してくれと、そういう設計なんですかね。性質的なものをちょっと聞きます。

○市長（笹山義弘君） この中部横断道路の構想というのは先ほど言いましたのが起点でございますけれども、背景には始良市、土地が広いようなかなか企業誘致をする土地も限られてきたところがあります。

そういう中で、ひとつの候補として、福人池周辺が未開発であるということから、この構想も背景にあるということをご理解いただきたいと思います。

○建設部長（蔵町芳郎君） 委託を出すのは建設部でございますので、本年度概略設計ということで予算措置して、今、委託業務の入札準備をしているところでございます。委託業務の内容については、まあルート選定ですので、木田の西別府から山田口まで、中部地域横断道路として位置づけてるところですが、このルート選定にあたりましては、市長が先ほどから述べられておりますが、今言われた福人池周辺の土地利用、耕作放棄地が10haほどございます。これ4点ほどございますが、これが1つ。それと、都市計画街路がございますが、これが帖佐・三拾町線として、都市計画街路を帖佐橋から、

川内・加治木線、米山を突っ切って、突っ切ってち表現が悪いですが山田口まで行く都市計画街路が
ございます。まあそれもございます。

それと、その周辺の川内・加治木線の渋滞箇所解消という意味合いもございます。それと今、先ほ
どからあります火葬場へのアプローチと、この4か所について、コントロールの逆ですが、これにア
プローチする形で路線選定をいたします。それと、まあコントロールと申しますか、支障物件となる
ため池等が2か所ほどございますので、それをかけたルート選定になると思います。

今回は、概略設計ですので、現地調査を行いまして簡易の地質等を調べ、まあ切り盛り関係が、工
事が重ならないような、そういう残土が出ない形も含めた形で委託業務出す予定でございます。それ
と概略設計ですので、事業費が概算で出るとは思います、この延長については3.5kmから4kmほどご
ざいます。この範囲内の延長となる見込みでございます。

○3番（湯元秀誠君） そんなのは書類で出してくいやればよかどんな、かつきらんにやった。

この斎場の建設については、まあ成り行きを見るしかないなということで置きます。

次は、開発道路、新設道路について入りますが、この答弁書をまず通告をして、議会事務局から通
告所が渡りますね、そして我々がけさほど私が答弁書をいただいたんですが、ここに至るまでの手順
をちょっと、私のこの分だけでもいいですからちょっと教えてください。

○総務部長（屋所克郎君） 今、議員のご質問のほうはその手順と申しますか、過程のことを言われる
んですか。

○3番（湯元秀誠君） 経路をお願いします。

○総務部長（屋所克郎君） 議会事務局のほうにこの質問書を出されて、その後、私のほうで個々の担
当の回答をする担当の部署を決めます。担当の部署のほうに素案を渡しまして、素案のほうをつくら
せまして、それをもとに市長を交えて協議をいたしまして、市長の考えをその中で、これでいいかと
いう確認をして、それから担当の文書法制のほうで文言等の修正を行いまして提出するということにな
ります。

○3番（湯元秀誠君） この私の質問と答弁がかみ合っていないんですよ、私にすれば。市長はどこで
の一般質問に、通告はどこで触れられるんですか。

○総務部長（屋所克郎君） まず最初に先ほど言いましたように、この仕分けをする時点でまずこの答
弁書を市長も確認するわけでございます。それをもとに先ほど言いましたように振り分けて、市長
とその打ち合わせ、打ち合わせと申しますか、確認をする中で、答弁も確認をしてもらおうというこ
とでございます。

○3番（湯元秀誠君） 市長にお尋ねしますが、そのときに、最後は市長も目を通されるわけですね。
まあできてますよね。担当者がつくってくる、できてますよね。どの程度、市長の考えというのは反
映されるんですか。

○市長（笹山義弘君） 政策的な部分と技術的な部分に分ける必要もあろうと思いますが、ご質問が行政技術的な部分が多いとすれば、そこは担当の文書を尊重し、ただ、そこに政策的な課題が隠れているとすれば、そのことについては私の考えを述べてそぐわない場合は修正をかけてもらうということになってこようと思います。

○3番（湯元秀誠君） 要旨の中で、まず1点目ですが、いろんな用地の土地開発公社のことにだけ絞れば質問できませんから、これはまた大きな政策論として問うているわけでございまして、今後、どういう企業誘致、住宅用地を確保されていくのかなあと。どこらへんを狙っていらっしゃるのかなどいうのをまず聞き出すために、これを出しているわけですね。

で、その後の要旨はそれを含めた中で、やはり私が先ほどの項目と質問事項と一緒になんですが、ものを考えて道路をつくるか。道路ができてものをつくるか。ものが生まれてくるか。どちらかだと思うんですが、新設道路を提案して、そういうものを含めたビジョンは考えられないかという提案です。答弁はスマートインターチェンジを核とした諸々しか出てきてないんですよ。全然読めてない。それは市長はそれでよしとされたわけですよ。確認されたということではですね。

私が求めているのはインターチェンジを云々せえちゅうことじゃないんです。そこに道路に行くために、錦原線、何線、何々線を機能よくしてくれという話じゃないんです。言っていることはわかるでしょう。わからないですか。この、私の質問事項の中で、この答弁で私が満足できるような答弁になっているかちゅうんです。

ほかの方々の今からの通告もですよ。部署に振り分けるんだったら、部署の中で検討するんだったら、ビジョンが出る場合は若い職員も入れなさいよ。答弁をつくるのに。限られた人だけが答弁をつくるのではなくて、おまえたちは、職員も住民ですよ、市民ですよ。職員の若い、20代、30代、30年後の提案かもしれんから、これはどう思うとか、いろんな意見を職員間でやり取りして答弁をつくればいいじゃないですか。これは質問の観点が違いますよちいうのはわかりますよ。

私が以前、春花から始良インターへのトンネルのことを言いましたよね。これはあれも夢ビジョン、ビジョンですね。まあその後、スマートインターチェンジの話が浮上してきましたから、この蒲生からのアクセス、高速道路インターチェンジへの取り付け道路、そこに入る蒲生からの人たちの利便性ですね。それから春花地区、それから今、たくさん書いてありますが、私、線がわからない、何々線かわかんもんですから、先ほど笹井議員に、これ何々線などどここなら聞かたやっただですけども、それは全然求めてないわけですが、今、私が言っている蒲生の城山ですね、トンネルが抜ける伊集院・蒲生・溝辺線から、その青葉台、宮田ヶ岡タウンですね、あの周辺までは共通したところあるんですね。何があると思いますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 私が考えたところで申し上げますが、春花から始良インターに関する地形は山林が多く、まだ未開発地が多いというふうに私認識しております。

○3番（湯元秀誠君） 未開発ではないですよ。昔はあの奥、隅々まで畑があったと。開発ちゅうか、昔は、ほんの戦後30年代ぐらいまではずうっと畑があったとこですよ。だから未開発じゃなくて、開発されてたってことですよ。眠ってる場所なんですよ。それと、丘陵地帯ですね。ずっと行きます

と、標高高いので何mあるのかな、一番高いところで。城山ぐらいかな。100mありますかね、高い山で。まあ丘陵地帯ですよ。それと、丘陵地帯ということは山が高くないわけです。山が水を蓄える力がない。池が幾つありますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 春花の上に、たしか、ため池等が田んぼ用の、あると思いますが、ちょっと先ほど未開発地と申し上げましたが、それについてちょっと訂正を申し上げますが、未利用地というふうに訂正させていただきます。

それともう一つつけ加えますが、先ほど湯元議員のほうで中部横断道路、山田口から加治木のほうへは以前提案したというようなことで、今度、都市計画マスタープランの中で、中部地域横断道路として位置づけしておりますが、議員の方々にもお配りした都市計画マスタープランの交通体系整備方針図というのがございます。これはまた、今、湯元議員が言われる山田口から春花、触田、始良インターまでする構想図が、先ほどの山田口から西別府と接続したのを含めて、中部地域横断道路として、広域都市幹線道路として位置づけているところがございます。

○3番（湯元秀誠君） 余計なこと言わんでね、時間がなかですからね。

今、私が言いたいのはですね、いろんな形で理想郷と最初言いましたが、このここが都市化してきますよね。庁舎周辺からここは都市化してきますね。今、言う私が言う、この船津線から渡って吉田を境とする山を境界とする里は、非常に魅力ある場所になっていくんじゃないかと思うんですよ。都市化が進むこの始良市の中で、ちょっと足を踏み込めば田園地帯が広がる。さまざまな町が広域的に農免道路をつくりますね。今この中で計画はありませんということですが、私が先ほど、どういう形で通告を出したら、どういう形で答弁ができてくるのかって、これ、多分ですね、この、どこですか、1点目はですね、どこがつくったのかな、1点目と2点目、3点目は答弁は一緒の部署ですかね。要旨のところ。

質問を出したときに、産業の振興とか言葉が入っていれば、農政部も入って、いろんな形で、なんでそういう答弁できないんですか。ビジョンを提案しているんですよ。誰も今、建設課がどういうあれを進めている。それを私が知らなかったらお聞きしたいちゅう質問なら言われた答弁でいいですよ。時間が無駄ですがね。もっと真剣に考えてくださいよ。

私が言ってるのはそういう里沿いに農免道路ができないか。いや待てと。こういう形の道路ができ、もっといや国の事業ができるんじゃない、いろいろなものに引っかけてみてごらんください。夢が広がるじゃありませんか。今村君雄君が有機農業やってますね。あそこに、5つの、蒲生までに行く5つぐらいの池がありますよ、池の裾をずっと、2車線の道路が走る。どうですか、夢を描いただけでも。サイクリング道路、蒲生の方たちがスマートインターチェンジよりも入りやすい。昔畑だったところをもう一回再開発する。有機農業はできる。畑には水がない。ため池の水を行政側が施設整備してあげてポンプアップする。何でも夢が広がってきますよ。こんな近郊農業ができる場所で、何ら手を打たない。誰が道路をどうしてスマートインターチェンジの機能を高めると言う前に、そういう提言もありますが、そういうことじゃない。スマートインターチェンジができることによって、スマートインターチェンジは帖佐に来る利便性だけ、イオンに来る利便性だけなんですかと。スマートインターチェンジをつくる理由をですね、たくさんつくらないかんですよ。

そのためにはこういう道路をつくれればスマートインターチェンジも含めて物すごく生きてくるなど

というようなまちづくりは考えられませんか。

その提案ですよ。をしたつもりなんですけどね。答弁がちょっとかみ合っていないんですがね。市長は、私が描いたビジョンなるものは理解されてきていますか。

○総務部長（屋所克郎君） まことに申しわけございません。農林水産を初め、建設部初め、企画部初め、みんなで検討したつもりなんですけど、湯元議員が意図するところがなかなか我々理解できなかったところもあります。今後につきましてはやはりそこあたりはもうちょっと打ち合わせをしていただいて、どういう意図でされたのかっていうのが確認を、もし今後こういうことがありましたら、さしていただきたいというふうに思います。

○3番（湯元秀誠君） まあ、そういう答弁でくれば、検討したいということ、いろいろあると思えますけども、やはり、この質問事項のそれとのものと、質問からちょっと外れるかもしれませんけども、ほかの方々の一般通告も含めてですね、非常に質問に対する答弁漏れが多いです。私は3月議会の時も腹立たしかったんですが、そのとき言いませんでした。これとこれとこれを質問したんですが、もう一括して答弁しますと、くるめてあるんですよ。我々1個1個考えて、2問目はこういう質問しよう、3問目はこういう質問しようと、こういうふうに返ってきたらこうやろうということで、答弁書のほうには、次なる2問、3問もどんどんやり取りあっていいまちづくりのために議論しようと思ってるわけなんです。

だけど全く自分が予想外の答えが返ってくる。ここでくりっと変えないかん。けさほどから。変えていくわけですよ。皆さん方も真剣になって一人ひとりが考えて、それを持ち寄ったら、物すごいいいまちになると思うんですがね。もう始良市の頭脳は職員ですよ。多分ここにいらっしゃる議員も執行部の方々の両方もですね、40代いますか。40代は小山田君だけかな。50、60近い人たちが議論してるんですよ。どうですか、一般質問してビジョン構想出したときぐらいですね、若い職員なんかも入れて、がんがんやってみてくださいよ。いいアイデアやら、あたいなんかはスマートフォンも理解できんですけども、若い人たちの世代が来ているわけですよ。我々がとてもじゃないけど追いつけない。若い人たちの発想とか、いろんなものに対する情報とかちゅう捉え方が我々とは違う観点であると思うんですよ。その人たちの意見はどう反映されるんですか。せめて広く市民から聞くことができなければ、せめて職員の若い人たちからでも意見を求めてですね、拾い集めて答弁書ぐらいつくったらどうですかね。市長、どうですか。

○市長（笹山義弘君） 議会におけるこの一般質問の場というのは、議会と行政の執行部は両輪とよく言われますが、そういう中で政策論争をする場と私は認識しているところでございます。

そういう意味で、議員のご指摘のこと、今後、設問、質問が、通告が届いた折に、今でも各担当課を決めて協議をしておりますが、深度を深めたいというふうに考えております。

○3番（湯元秀誠君） 答弁いただきました建設部長をはじめ、総務部長、あとここに10年も20年もいらっしゃるわけじゃないですが、やはり自分たちもそうなんですけども、任された任期、任された仕事、やっぱ最後の最後まで燃え尽きるという形で、やはりいい足跡を残すと。やっぱり自分がこの仕事をする以上は誇りを持って仕事ができる、そういうひとつの始良市を築き上げていく。新しくでき

たこの始良市を、それに関与できたという、やっぱりそういう仕事ぶりをしようではありませんか。
そういうことで、質問をこれで閉じたいと思います。終わります。

○議長（玉利道満君） これで、湯元秀誠議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
10分程度といたします。

（午後1時56分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時06分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、20番、谷口義文議員の発言を許します。

○20番（谷口義文君） 登壇

本日最後になりました。早速質問に入ります。

1問目。生活保護法について。

生活保護とは、全ての国民の最低生活の補償と自立の助長を図るための所得保障制度であり、日本国憲法第25条の生存権規定を具現化した制度で、最後のセーフティーネット（安全網）といわれております。

先月、大阪市で28歳の母親と3歳の男の子がマンションで死亡していたのが報道されました。収入も蓄えもなく、電気、水道は止められ、食べるものがなく餓死したのではとのことでありました。このような悲しく、痛ましい生活困窮者の事例もあれば、かたや東京では、2億円もの稼ぎがありながら、お金を貯めたかったという単純身勝手な理由で不正受給していた女性もいました。

法制度がありながら、何らかの理由で受給できないでいる多くの弱者もいれば、逆にしたたかな人もおります。不公平・不平等であります。このような事例は、本市でも起こらないとも限りません。真に受給を必要とする人々のための保護であることを望みます。

本市においては、保護受給に関しどのように向き合い、取り組んでいるのかを、対策を示していただきたい。

2問目。防災、減災について。

防災と言えば地震、大雨、洪水、台風、あるいは原子力と多様な災害対策があります。今年は8・6水害から20年目の年であり、本県、本市においても、当時は数多くの犠牲者が出ました。我々は、この教訓を生かさなければなりません。

現在、梅雨に入っており、大雨による洪水と土砂災害の増加が懸念されます。その後は台風シーズンとなり、被害も大きく拡大する恐れもあり、とりわけ身近な大雨、洪水、台風発生により、日常生活道路、通学道路等に浸水が予想される箇所、地盤が緩んで土砂災害が発生しそうな箇所、傾斜地にある家屋の倒壊、崩落の危険のある橋等、どのような被害が発生するかは未知数であります。

これらの件に関して、事前に対処すべき策はあるのか伺います。

3問目。改正道路法について。

改正道路法が可決、成立したが、本市では、国に要請すべき事案等はあるのか伺います。

4 問目。認知症について。

現在、認知症高齢者が毎年毎年増加しており、対策にどう取り組むかが重要な課題になっておりません。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上がっております。本市65歳以上の高齢者は2万286人、15%にすると、実に3,042人にも上がります。

そのほかにも、認知症になる可能性がある軽度認知症障害（MC I）の高齢者も、約400万人いると推計、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算であります。この数も含めると、本市にも相当の認知症高齢者がいると思われる。認知症は早期に対応すれば病気の進行を遅らせることができます。早期診断、早期対応に向けた医療、そして介護サービスを充実させることが重要であります。

本市における取り組みを示していただきたい。

5 問目。本市の基金について。

基金とは、事業の経済的基礎になる金。事業や将来の目的のために手をつけずにおく積立金や準備金とあるが、本市の基金もこのように解釈していいのか。

基金の数と現在高は幾らか。

本市では、どのような目的に運用するのか、決まりがあるのか。誰が提案し、決済するのか。合併後、運用はあったのか。今後、運用、活用する事案はあるのか。

基金のあり方、運用については、われわれも含め、市民も理解不足の感がある。基金の存在自体とその目的、運用、活用方法について、市民にも周知すべきである。行政だけではなく、市民の発想等も取り入れ、真に必要とするもののために適正に運用、活用していくことこそが基金のあり方であり、市民の利益、財産につながると思うが、どう考えるか伺います。

最後に6 問目。旅館・ホテル施設誘致促進条例について。

旅館・ホテル施設誘致促進条例がさきの3月議会で可決、成立し、4月1日より適用されております。市内外の多くの人の知るところとなりました。

反響も大きいですが、現在まで問い合わせ、打診等があったのか。また、この条例の中に、既存施設も条件を満たせば補助の対象とのことだが、旧サンピアあいらも対象となるのか。この施設の現状はどうなっているのか。

今後の計画等について、持ち主のジョイと話をしているのか伺います。

あとは質問席から伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

谷口議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の生活保護（法）についてのご質問にお答えいたします。

本市の生活保護の状況につきましては、平成25年4月時点で、被保護世帯数は687世帯、被保護人員は1,029人となっております。合併後の急増傾向から、やや緩やかな増加傾向に転じております。

世帯累計で見ますと、高齢者世帯が最も多い状況ですが、就労意欲があっても仕事がない方が含まれるその他の世帯の割合が高くなっております。また、本市は公立の精神疾患専門病院を抱えているために精神障がい者、アルコール依存者など援助困難ケースの保護申請や、母子生活支援施設があるために、DV被害者の申請など多様な問題を抱えたケースも増加しております。

これらの状況を踏まえ、本市の取り組みとしましては、面接相談に当たっては、現業経験のある専任の相談員を2人配置し、保護申請権の確保や電気、水道等ライフラインの確認、生活保護制度についての丁寧な説明等を行っております。

また、保護廃止に当たっては、具体的な自立めどの確認や必要となる諸手続きの説明、再度困窮した場合の相談・申請についての助言指導を行い、漏給の防止にも取り組んでおります。

次に、濫給を防止する観点からは、収入申告義務の周知徹底や課税調査の適正実施、年金、諸手当、自立支援給付などの他法他施策の活用、診療報酬明細書の点検強化などに努めております。

さらに、自立支援については、働く能力があっても就労経験が乏しい場合や、不安定な職業経験しかない場合が多く、これが就労への不安を生じさせ、雇用機会を狭めるなど、就労に当たっての障がいとなっている場合があります。このため、専任の就労支援員が、就労意欲を喚起させるカウンセリングや生活、就労の能力を向上させるプログラムを行いながら、ハローワークと連携を図り、生活保護者が安心して新たな職業につけるよう就労支援を積極的に推進しております。

不正受給等に関する報道等もありますが、生活保護法その他の関係法令等を遵守し、国・県の不正受給対策の動向等を注視しながら、防止策に努めるとともに、最低生活の保障と自立の助長という生活保護法の目的を達成するため、「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」を基本方針として、真に支援が必要な方に対しまして、適切に保護を実施していきたいと考えております。

次に、2問目の防災、減災についてのご質問にお答えいたします。

防災の基本は「みずからの身の安全は、みずから守る」であります。住民はその自覚を持ち平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時にはみずからの身の安全を守るよう行動することが重要であります。また、災害による被害を減らすためには「自助・共助・公助」の連携が大切であり、特に共助である自主防災への取り組みが重要であると考えます。

本市としましては、毎年梅雨前に土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などの点検を行い、事業導入の検討を行っているところであります。

豪雨などにより斜面に亀裂などができたり、地鳴りがするなどの土砂災害の恐れがある場合は、特に早めの避難を呼び掛け、また、道路の浸水などは通行止めなどの交通規制等で対処したいと考えております。

次に、3問目の改正道路法についてのご質問にお答えいたします。

改正道路法の中では、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性などを踏まえた道路の適正な管理を図るため、国土交通大臣は、地方道を構成する構造物のうち、大規模かつ構造が複雑なものについて、地方公共団体にかわって改築及び修繕を行うことができるとしております。

現在、本市が発注する事業の中で大規模かつ構造が複雑なものはないことから、現在のところ、市の職員で対応していきたいと考えております。ただし、当該事象が生じた場合は、国とも協議を進めていきたいと考えます。

次に、4問目の認知症についてのご質問にお答えいたします。

さきの湯川議員、河東議員、森川議員のご質問にもお答えいたしましたように、平成25年4月末日現在の要介護認定者3,611人のうち、認知症を有していると判定された方は2,897人であり、本市の65歳以上の高齢者人口の14.3%の割合となっております。

議員ご指摘のとおり、認知症には早期の発見と対応が重要であると考えており、認知症の方々への支援策として福祉部門において、認知症対応グループホームなどの施設整備や徘徊に対する見まもり

ネットワークの構築など、ハード・ソフト両面から取り組んでいるところであり、高齢者人口の伸びに比例して認知症を有していると判定される方も、増加するものと推測しますので、今後、保健・福祉両部門において連携しながら取り組んでまいります。

次に、5問目の本市の基金についてのご質問にお答えいたします。

本市が条例を定めて保有する基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと定額の資金を運用するためのものとに大別しております。

本市の基金の数と現在高は、平成24年度末現在で23の基金、総額79億2,293万9,959円であります。

運用の目的については、各基金にはそれぞれ条例に規定する設置の目的があり、その目的に応じて運用しております。

運用の提案、決裁については、地方自治法の定めにより、基金に関する収入の調定や支出命令など基金の管理は市長の権限であり、基金に属する現金及び有価証券の出納及び保管は、会計管理者の権限とされております。

基金の一部又は全部の処分による一般会計などの各会計への繰入金や基金の運用から生ずる収益及び基金の運用に関する経費は、総計予算主義の基に歳入歳出予算に計上して運用を行っておりますので、管理者である市長が提案し、市議会の審議、議決によって運用を決定しているところであります。

次に、合併後、そしてこれからの運用についてお答えいたします。

合併後においては、財政調整基金や減債基金、市有施設整備基金などを一部取り崩して一般会計へ繰入れた上でその目的に沿って財源として活用し、また、一方では、決算剰余や将来的な支出に備えて政策的に積立ても行ってきました。今後におきましても状況に応じた基金の運用を行ってまいります。

市民への周知についてお答えいたします。

総合計画に基づくまちづくり、行財政運営を推進するにあたり、確実かつ効率的な基金の管理、運用は切り離せない大切な要素と考えます。基金の持つ財源調整の役割と中・長期的な財政運営の計画性・安定性に寄与する役割に鑑み、基金の目的、適正な保有額について整理し、また、市議会を中心に基金についての周知、広報も予算、決算の時期を捉えて正確に行ってまいります。

次に、6問目の旅館・ホテル施設誘致促進条例についてのご質問にお答えいたします。

本条例につきましては、本市に不足している多目的ホールや会議室等を備えた旅館・ホテルの誘致促進を図るため、必要な助成措置等を行うことを定め、4月1日から施行したところであります。

これまで市のホームページへの掲載をはじめ、地元紙である南日本新聞や全国的な業界誌である観光経済新聞に掲載していただきました。また、鹿児島県ホテル・旅館衛生同業組合加盟の約330社に対し、制度概要を記載したチラシを送付し、PRに努めているところであります。

本件に関する問い合わせ、打診等につきましては、先月末現在で8件ほどありました。また、旧サンピアあいらにつきましても、補助の要件を満たせば対象になります。現状につきましては、アイルあいらの閉鎖当時と大きな変化はないものと理解しております。

なお、今後の旧サンピアあいらの計画等について、所有している事業者との間において、協議は行っておりません。

以上で、答弁を終わります。

○20番（谷口義文君） 先ほど湯元議員が厳しい質問をされておりましたので、私はやさしくいき

いと思っております。

まず、市長にお伺いしましょうか。

大阪で亡くなられた、この二人の餓死ということですが、市長はどのように感想を持っておられますか。

○市長（笹山義弘君） 大変、悲しい事件というふうに思います。

私も4歳、そして1歳、1歳未満の孫が3人おりますので人ごとではないなと思いますが、この事件につきましては、家庭内暴力的な事件もあって、いろいろ複雑であるということにも聞き及んでおりますので、改めてそういう家庭内のいろいろについての生活困窮にかかわることの難しさということを感じているところでございます。

○20番（谷口義文君） 市長にお伺いしましたから、あとお一人、副市長。

副市長はどう感じられましたか。

○副市長（大橋近義君） この大阪の事案につきましては、新聞報道等で知る範囲しか理解しておりませんが、非常に残念な事件であるというふうに思っております。

○20番（谷口義文君） 私に限らず、今、市長、副市長の感想もお聞きしたところでありますが、誰でもこの報道を聞いたときには、悲しく、痛ましく、ほんとに何とかしてやれなかったんだらうかと、私は日本国中の誰もが思っておるのではないかと思っております。

以前も、大阪、関西のほうでありましたか、姉妹がやはり餓死してたということもありました。非常に残念でなりません。

今、市長の答弁の中にもありましたけど、この家庭は、大阪の守口で1回、市役所を訪問してるんですね。そして、1回しか行かずに、その後、亡くなった帰宅に転居を移しているわけですけども。その中で、なぜ最初に対応した職員がいろいろな事情を聞き出せなかったのかということが、報道はされておられませんけど、やはり、そこら辺に何か問題があったのではないかと思うような気もするんですけど。

生活保護を担当されている担当の部長、職員として、そういう大阪の事例ですね、始良市でもないと限りませんが、1回来られたときにはどのような対応をされますか。

○福祉部長（脇田満穂君） 私にも感想を聞かれるのかと思って、準備はしたつもりでしたけれども。

正直申し上げまして、非常に、最初の接触、今議員もご指摘されましたように、まず、最初市に来られたときにルールといいたいでしょうか、普通どおりのお話はされたと思っております。ただ、その次のフォローと言いましょか、結局、手続き等の話だけではなくて、やはり若干踏み込んだところまで伺って、そのフォローを書きとめて、次のアドバイスにつなげていく。そういうような部分が若干漏れてたのか。そこが大阪のほうと地方部——うちとの違いなのかと。

始良市でも、今ご指摘がありましたように起こらないとも限りません。ただ、今、うち、県のOBの相談員やら、就労支援の方入れております。そのような中で、幸か不幸か経験が浅いという分がございまして、旧市で福祉事務所を持っていた場合には、実務でずっと流れてきてたと思っております。

ただ、市になりまして、福祉事務所を設置し、今生活保護、旧町時代も担当はあったわけですが、市になりまして、ケースワーカー——先ほど市長の答弁でありました「現業」という表現がございました。それはケースワーカーのことでございますけれども、身近な自分の割りあてと言いましょうか、それ以外に最初面接へ来られた方とも一緒になって踏み込んだ伺い方をして、次につなげていくという説明を今後も力を入れていきたいと思っております。

○20番（谷口義文君） 今、福祉部長が答弁の中にあつたように、もうちょっと踏み込んで話を聞いておけば、少しは進展していたのではないかと。保護受給までに至ったのではないかと思っております。

私も、この質問をするにあたり、生活保護法というものを六法全書で調べてみました。第6条の1に「この法律において『被保護者』とは、現に保護を受けている者をいう」。2項「この法律において『要保護者』とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう」というふうにあります。

そして、第7条に「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」というただし書きがあるんですけど、福祉部長、先ほどの対応されたときに、これは急迫した事態だったのかと担当の方が思われれば、このただし書きの文言によると、これは申請ができるわけですか。

○福祉部長（脇田満穂君） できます。

以上です。

○20番（谷口義文君） できるということであれば、いかに保護の申請に来られた方を詳細に、詳しく、やはり踏み込んで事情を聞くということが一番大事であろうというふうに思っております。

それでは、答弁書の中から一つ、二つ、ちょっと質問をいたしますけれども。

「合併後の急増傾向から、やや穏やかな増加傾向に転じております」ということで、減ってはいないわけです。やっぱり、やや増加をしないとということですけども、さしつかえなければ、最直近の保護受給の申請のあつた方は、どういう状況の人だったのか。これはできますか。

年齢、そういうのはもう当然、あれは極秘ですからね。状況。申請したときの状況を。

○福祉部長（脇田満穂君） 直近のケースで、わかる範囲で担当課長が説明申し上げます。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 社会福祉課長の牧之内でございます。ご答弁いたします。

直近というご質問でございますが、ちょっと手元の資料では、4月、5月、6月直近までの面接記録の相談表と、これは集計表になってますので、ここ具体的な中身はちょっとお示しできないんですが。

参考までに、4月が相談者が25名見えられまして、うち相談のみの方が12件、申請書まで交付をした分が13件、最終的に申請書を受理した件数が10件という状況でございます。

同じく5月も、相談が25件ございまして、相談のみの方が7件、交付が18件、申請書受理した分が

13件という状況です。

中身につきましては、世帯累計別の集計ということでお示しをしますと、4月分が高齢者の単身の方が4名、高齢者二人の方が1世帯、それからあと傷病世帯が3世帯、障がい世帯が2世帯、母子世帯が1世帯、その他世帯が14世帯と。あと5月が、高齢単身が4名、高齢二人の世帯が2世帯、傷病世帯が3世帯、障がい世帯が4世帯、母子世帯が4世帯、その他世帯が8世帯という状況でございます。

大変申しわけございません。ちょっと個々の内容につきましては、手元の資料がございません。よろしく申し上げます。

○20番（谷口義文君） 今、数字を公表していただいたわけですが、DVの被害者の申請も、これは多いと書いてありますけれども、そういったものも現在ありましたか。簡単に教えてください。あったか、ないか。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） DVにつきましても、最近、相談を承っております。

○20番（谷口義文君） それでは、もうちょっと踏み込んで。

答弁書の中で、これは「面接相談は、現業経験のある専任の相談員を2人配置し」というふうにありますけれども、この現業の専門員2人というのは、どのような方ですか。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 現在、お二人の方を臨時職員という形で雇用させていただいてますが、お二方とも県職OBの方で、福祉事務所等を長年経験された方々でございます。

○20番（谷口義文君） 生活保護ばかりにかかってたら時間がなくなりますから、ここらで最後の、私がこの質問したことのものをお伝えしたいんですけど。

やはり、生活保護というのは、ほんとに真に保護を必要とする弱者のためにあるものであって、私が最初に通告した、したたかな人というのは、こういうしたたかを書いたんですけど、皆さんもしたたかと言えばおわかりかと思うんですけども、そういう人もおるわけですから。何で、あの人が保護といわれる方も中には見受けられるわけですね。

だから、この生活保護法がほんとに真に弱者、生活困窮者のためにあるんだということのために、私も今回質問をしておるんですけど。市の当局の担当の方にあたっては、ぜひともこの真の弱者という方々を面談のときにしっかりと見極めて、難しい言葉で、漏給はこれにあたるわけですか。漏給防止というのは。保護をほんとに必要としている人のことを漏給防止がないように、また難しい言葉ですけど、濫給防止、ようするに不正受給、そういうことですね。それがないようにしっかりとチェックをしていただきたいというふうに思います。

生活保護については以上で終わります。

続いて、防災、減災についてでありますけれども、この件に関しては、現在8・6水害から20年目ということで、多くの同僚議員が質問をされまして、多くの提言、提案が出されて対策が語られたわけですけど、きょうもまた台風が来るのではないかなあというような状況であります。

大雨、洪水、要するに犠牲者が出てからは遅いわけですね。だから、やはり事前にでき得ることは

万全の対策を取ることが大事であろうというふうに思っております。

今回、この防災、減災については、危機管理監の岩爪管理監は、はじめての議会で非常に大変な重圧があったらというふうに思っております。多くの提言、提案をもとに、しっかりと任にあたってほしいというふうに思っております。ご苦労さまでした。これもこれで終わります。

改正道路法についてに入ります。

市長が答弁の中にありましたけれども、建設部長、もうちょっと詳しく改正道路法説明できますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

この改正道路法は、背景がございまして、東日本大震災を受けての国土交通省がこのような改正をしたと考えております。大規模災害の発生の可能性等を踏まえ、道路の適正な管理を図るため、それと道路の老朽化を防止の改善を図るというようなものが背景にございます。

内容に改正概要の詳細については、次長のほうで答えてもらいます。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 今回の改正道路法ですが、部長が申しましたように、東日本大震災、それから高度成長期に整備されました道路の老朽化に伴います道路構造物の予防保全と、それから老朽化対策、それから道路の防災、減災対策の強化を行うことが主なものであります。

市長の答弁にもありましたように、議員がご質問されました国土交通省からの地方公共団体への技術支援というのも含まれております。

以上でございます。

○20番（谷口義文君） 詳しく説明をいただきましたけれども、答弁の中に「現在本市が発生する事業の中で、大規模かつ構造が複雑なものはないということから、考えていない」という答弁ですけども、複雑なものがないということは、始良市は単純なものばかりなんですか。建設部長。

○建設部長（蔵町芳郎君） そういう意味ではございませんが、私ども職員で対応できる、現状では構造物はほとんど対応できるということでお書きしているところでございます。

○20番（谷口義文君） それとですね、現在のところ、市の職員で対応していきたいと考えておるということは、国に任せるよりも始良の職員は優秀であるということですね。ということらしいです。頭を振っております。縦に頭を振っておりますから、始良の職員は、国に頼まなくても優秀だからできるよということですね。はい。それはそれで結構です。

では、1点だけ伺いたいんですけども、東餅田の旧10号線の別府川にかかっている始良橋、あれは今、始良の305橋のうちの長寿命化計画の中に今後の計画があるかと思うんですけど、非常にあの橋は老朽化しており、非常にジョイントのところがガタガタして、あそこを通行される方からも苦情も多いわけです。

あの橋について、この道路改正法との関連はどうなっておりますか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 始良橋の補修につきましては、議員今仰せられました橋梁長寿命化修繕計画で補修を行うこととしております。

現在、ほかの橋梁で補修の作業を行っているところもあるんですが、始良橋に関しましては、橋長が長いということで、事業費は相当かかるようでございます。橋の重要度とか、健全度からすると、早急に補修をしないというふうには認識しているところでございます。

○建設部長（蔵町芳郎君）　そういうことで、橋梁の長寿命化で対応するというところでございます。

○20番（谷口義文君）　楽な答弁だという声が後ろのほうから出ておりますけれども、今後、難しい事業も出てくるかもしれませんから、そのときはこの道路改正を生かして、国とも協議をしてください。これはこれで終わります。

次に、4問目の認知症についてお伺いしたいんですけれども。

さきに3名の議員の方が、いろんな提言、提案をされて非常にすばらしい支援策が示されたわけなんですけど、福祉の担当の方にお伺いしますけど、始良市の支援策はもうこれで十分だと考えられますか。認知症について。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇　裕君）　お答えいたします。

今のところ、始良市の認知症に対する取り組み状況といたしましては、特別養護老人ホームやら、小規模、多機能、それから認知症の対応のグループホーム等の整備というハード部門、それから、高齢者の徘徊模擬訓練、それから、認知症サポーター等のソフト事業、この辺をやっておりますが、いずれにしても認知症の場合は、早期発見、早期対応というのが一番進行をとめるためにはいいんじゃないかと言われておりますので、今、我々がやっているのは十分でないかもしれませんが、これをさらに充実させていきたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○20番（谷口義文君）　それでは、次に第6期の介護保険事業計画を策定されるわけですが、認知症について、これはと、認知症における重点策、何か柱というものは考えておられますか。簡単でいいです。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇　裕君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたハード部門、ソフト部門、併せての対応になるかとは思いますが、今のところ徘徊模擬訓練、これにつきましては今年度4か所ほど、また新たに事業所の方々と一緒になって取り組んでいくということも考えておりますので、さらに第6期のほうでも充実させていきたい。

それから、認知症のサポーターの養成講座につきましても、たくさんの方に受講していただいて、サポーターをふやしていきたいと。このあたりが、今のところ考えている柱と言いましょか、第6期で重点的に取り組んでいきたいソフト部門にはなろうかと考えております。

○20番（谷口義文君）　それでは、認知症の質問がいっぱい出ておりますから、ここで再度、私のほうがちょっとまとめてきましたけれども、認知症とは何かということについて、ちょっと述べてみたいと思います。

認知症は、かつてボケ、痴呆と呼ばれ、至って健康な人でも物忘れ症状が出てきて、健忘症とも言

われておりました。認知症が病気であることの根拠としては、脳の変性や委縮が見られるという意見が有力であります。が、しかし、萎縮がなくてもボケの症状を見せる人が少なくなく、認知症が病気ではなく、老化とする意見もあります。生活に何らかの原因があったのではないかと考える必要もあります。

認知症の症状は、記憶障害や見当識障害、判断力障害といった中核症状と、徘徊、暴力、昼夜逆転といったBPSD（行動心理症状）に分けられます。中でも介護を困難にしているのは、このBPSDであり、このBPSDさえ出なければ、家族や介護者は穏やかに介護を続けていくことができます。

医療の考え方としては、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症など、原因となる疾患で分けて、薬で治そうとします。認知症の中核症状の改善に使われる薬が幾つも認可されましたが、進行を遅らせる効果でしかなく、老化が薬で治るものではありません。

介護の考え方としては、生活の中に原因を探し、そこを改善することで、認知症の年寄りを元気にすることができる。すなわち、介護の力でございます。介護の立場では、認知症をBPSDの出方によって3種類に分類し、介護対応しております。

まず、第1に葛藤型。これは、老いた自分を認められない人。これは、皆さんよく聞いてくださいね。自分をあてはめて。なりやすいタイプとして、エリート官僚、学校の教師、医師など、社会的地位にいた人。女性であれば、高学歴で男性と肩を並べてバリバリ働いていた人。

第2に回帰型。これは、過去の自分に帰ろうとする人。なりやすいタイプとして、自分がいなければ全体が動かないような重要なポジションにいた人。女性であれば、育児や家事を、男性であれば仕事を一生懸命やってきた人。

第3に遊離型。現実の自分から逃げている人。なりやすいタイプとして、若いころは親、その後は配偶者、やがて子どものいいなりになってきた人。おとなしくて素直な人。これまでは、ほとんど自己主張をしてこなかった人。

あてはまりますか。どこかに。以上のように、分類することにより、ある共通点が見えてきて、どう接していいか介護のやり方が分かるようになるということです。

認知症とどう向き合うのか、非常に難題であるが、医学は認知症の原因とされる脳を究明することが問題を解決できると考えるが、医学よりは人間学、すなわち介護の力が最も必要である。脳の分析で問題は解決しない。認知症とは何か。認知症とどうかわればいいのか。その認知症、老人たちの精神の世界そのものと向き合うよりほかはない。何かを訴えようとしているものを受けとめる姿勢そのものが、介護の力であると。要するに、介護の力が大事であると。認知症はということです。

この認知症に関しましても、もう、それこそ同僚議員もいろんな提案、提言、そしてまた執行部のほうも支援策をいろいろと出していただきました。認知症のケアの必要性を再認識して、さらなる支援の充実に今後とも進めていかれることを強く要望して、この認知症の質問は終わります。

ちなみに、きのうのニュースで、介護が必要なとき誰に頼みたいかということで、夫は妻に頼みたいという人が54.7%、妻が夫に頼むという人は26.6%、つまり、男は女に頼るけれども、女性は頼らないということです。よく覚えとってください。

それでは、次に基金に入りますけれども、基金はなかなか、既に総務課長答弁をいただいておりますけど、わからないですね。なかなかむずかしい。

ただ言えるのは、基金も使いすぎると問題があるけども、使わないのも問題があるじゃないですか。だから、たまには使わないといけないです。だから、何に使うかということでしょうから、市長、79

億からありますけれども、何か使える目的のものはありませんか。

○市長（笹山義弘君） 行政がこの運営する際に、やはりクッション的に採用するというのが基金であろうというふうに思います。

そういうことから、予算規模に対してどのぐらいが適正かという論議はなかなか難しいところではありますが、少なくとも、合併算定がえの5年間、その後の5年間に備えて、基金も積み増す必要もあろうということがあります。そして、その事業をしっかりとらみながら、基金運用をしていかなければならないというふうに思います。

○20番（谷口義文君） 23の基金があるわけですが、ここに一覧があるんですけども、それぞれの基金なのか詳しくお聞きしたんですけど、時間もないし、どういうこの基金はどのようなために使うのかというようなことまで含めて質問をしたんですけども、時間がありませんから、また次回に聞くことにして、この基金もこれで終わります。

最後に、時間がなくなりましたから、ホテルの条例について、急いでちょっと質問していきます。

実は、このホテルの条例に併せたかのように、6月8日の南日本新聞の記事に、皆さんもうお読みになりましたか。宿泊できる町へということで、このような記事が出ております。

県外から始良市を訪れた人に尋ねる。今夜の宿泊はどこですか。大抵は隣接の霧島市か鹿児島市って返ってくる。始良の夜の町を知らずに去ってしまう。せっかく来たお客をよそへ奪われるようで残念な気がする。でも現状では仕方がないのかもしれない。始良市は宿泊施設が少ないのだ。80人前後を収容できるホテル、旅館は3施設しかない。昨年春、韓国のプロ野球チームが市の野球場にキャンプした際には、選手やスタッフ75人は、霧島市のホテルから通った。始良市は、入り込み客年間124万人に対し、宿泊は5万人にとどまる。始良に来て泊まるのは市外と流れができていようだ。3年前に旧3町が合併するまでは、そうした役割分担でもよかったのだろう。しかし、自治体規模が大きくなると都市機能の不備を放置はできない。市は、ホテルや旅館を立地する業者に助成し、税や雇用面で優遇する制度を本年度から始めた。他の業種では企業誘致が順調に進んでおり、ビジネス客の来訪は多く、宿泊の需要はあると思う。滞在時間がふえれば、地元商店や飲食店での消費、交流人口の拡大が見込めそう。投資効果はあるだろう。名乗りを上げる業者が待たれる。遠方から来たお客を馴染みの客でもてなす。帰りを心配することなく飲み明かす、そんな夜の過ごし方がふえるといい。

ということで、そのとおりだと思っております。

そこで、答弁書にありましたけども、8件の問い合わせ、打診が来ているということですが、さしつかえなければどのような8件だったのか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

現時点でいわゆる始良市と立地協定を結ぶというような段階になっている状況にはございませんので、個々の具体的な名称等々については、差し控えさせていただきたいと思います。

○20番（谷口義文君） せっかくいい条例ができて、反響も大きいわけですが、絵に描いた餅ではいけませんよ、この条例は。そして3年間という、非常にスピード感がない。遅い。

本当は期限を切って、半年、1年というぐらいの切迫した状況のもとでこの条例を生かすというこ

とを、考えていかないと、3年間も期間があつて、のろのろとして、じゃあ誰も来なかったと。甘いじゃないかと言われますよ。

だから、もうちょっと今の内容も説明できないでしょ。どういう状況で、どういうホテル、旅館の問い合わせがあつたかわかりませんが、もうちょっと真剣に。やはり、ただ条例をつくれればいいと、これで済んだというものじゃ、私はだめだというふうに思っております。

市長。今、民間の方が今議会に陳情書を出されようとしたけれども、時間があまり合わなくて、陳情書が出せませんでした。十五、六名の署名で、条例を起爆剤として、産官民を含めた対策委員会の設置を望むという要望書が出されたわけですけども、間に合いませんでした。これは決まりがありますからね。

そのくらい、この条例に対する大きな期待があるわけです。市長どう考えられます。一緒に委員会でもつくって、何とか早く、ホテル、旅館を誘致したいという考えはないですか。

○市長(笹山義弘君) 先ほど、社説を読んでいただいたとおりの気持ちでございます。そのことから、その促進をするために、ありとあらゆる手段を講じなければならないということも認識しておりますので、そのようなよい、促進するためのよい手立てがあるとすれば、積極的に取り入れていきたいというふうに思います。

○20番(谷口義文君) 取り組んでください。

それと、サンピアあいらとの協議は行っていない。いつ質問しても、協議は行っていない。何ですか、これは。あれでしょ。新しく企業が来るときには、ちゃんと企画のほうも、市長も交渉されるわけでしょ。いろんなことで。

ところで、これは民に移って今関係ないから協議してない。じゃなくて、今、玉昌会の子会社のジョイが所有してるわけですから、ジョイが違う目的、用途であそこをまた何かで開業するとしたら、それも誘致じゃないですか。誘致企業じゃないですか。雇用も生まれるし。地域のためになるわけだから。なぜ放置してるんですか。協議はしてない、いつ聞いても協議はしてない。

これは、岩根町長の時代に年金事業団から県に打診があつて、あえて開発公社の土地に町が誘致してるんです。そのくらいのものであるものを、いや民が、民に移ったから関係ない、関心がないというような感じで、私が質問するたびに交渉してないじゃないですか。どうなってるんですか。ジョイはどうするんですか、今後。

○市長(笹山義弘君) 民間の今所有となっておりますが、企業誘致含めて、行政と一緒に汗をかかしていただくということについては、気持ちは変わっておらないわけでございますが、その当事者のほうから開発について、このような構想とかいろいろと、それで市の力をいただきたいというようなお申し出があれば、一生懸命取り組まさせていただきたいというふうな気持ちは変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○20番(谷口義文君) もう時間がありませんけども。

黙っておったんじゃさきに進まないから、市のほうから、このジョイの社長ちゅうのはなかなかやかましい人らしいですね。気難しい人。大変なんでしょうけれども。

やはり、行ってどうするんですかと。何をつくられるんですかと、今後。長く遊ばしておるわけですから。何ですか、あんな遊ばせておって。向こうも幾らで買ったかわかりませんが、アイルアイラからですね。相当なお金で買ってると思うんですけども、何をしていくのか、今後。

ちゃんと、市長、行って聞いてください。たとえ、あの施設を残すとかそういうことじゃなくても、ほかの用途であろうが、何であろうが始良にあるわけですから。あれだけの施設が。やはり、今後どうなっていくのか、ひとつしっかりと交渉していただくように要望します。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで、谷口義文議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、6月21日午後2時から開きます。

(午後3時05分散会)